

学 生 便 覧

平成30年度（2018年度）
入学生適用



広島大学工学部

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

工学の目的

工学の目的は“具現化の探求”であり，以て人類の平和，発展，存続に寄与することである。すなわち，自然との調和の中で，社会における要請，課題を解決するための具体的方策を科学的知識に基づいて検討し，実現化することである。

広島大学工学部の教育目的・目標

■教育目的

- (1) 工学の目的を理解させ，社会性，自律性を養うこと
- (2) 工学に必要な基礎的知識を習得させること
- (3) 工学に携わる能力を身につけさせること
- (4) 工学を継承，発展させる人材を育成すること

■教育目標

- (1) 人・社会・自然と工学の関わりを重視する教育の実施
- (2) 論理的思考力，解析・統合能力の養成
- (3) 確実な基礎に立つ総合力の養成
- (4) 広い視野，柔軟な適応力や創造力の養成，及び自己啓発・研鑽意欲の醸成
- (5) 高度情報化への適応
- (6) コミュニケーション能力の向上

広島大学学期区分基準

	期 間	区 分
前期	4月 1日～ 4月 7日	春 季 休 業
	4月 8日～ 8月 10日	授 業
	8月 11日～ 9月 30日	夏 季 休 業
後期	10月 1日～ 12月 25日	授 業
	11月 5日	創 立 記 念 日
	12月 26日～ 1月 5日	冬 季 休 業
	1月 6日～ 2月 15日	授 業
	2月 16日～ 3月 31日	学 年 末 休 業

(注) 上記記載内容は広島大学通則に基づく期間であり、授業スケジュールとは異なる場合があります。授業スケジュールについては、各年度の学年暦で確認してください。

授 業 時 限 表

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	9 (※)	10 (※)
時	8:45	9:30	10:30	11:15	12:50	13:35	14:35	15:20	16:20	17:05	16:20	17:10
刻	～ 9:30	～ 10:15	～ 11:15	～ 12:00	～ 13:35	～ 14:20	～ 15:20	～ 16:05	～ 17:05	～ 17:50	～ 17:05	～ 17:55

(※)を付した時限は、45分授業を実施する場合の時限を示す。

1. この学生便覧は、最初に工学部各類の概要を掲載し、次に教養教育に関する履修方法及び工学部の教育課程（専門科目履修基準等）を掲載しています。後半には全学共通の教育プログラムに関する記述、大学・学部の諸規則、資格取得関係、学生生活に関する諸規則、建物配置図等が掲載されています。
2. 工学部平成30年度入学生は、卒業までにこの『学生便覧』のほかに『Myもみじ（広島大学学生情報システム）』により、web上で授業科目の『講義概要（シラバス）』が閲覧できますので、学生はそれらを有効に活用して各自の履修計画等を立ててください。
3. 大事な伝達、連絡等は「Myもみじ」電子掲示板により行いますので、**1日1度は必ず確認してください。**確認しなかったために思いもかけぬ不利益を生じる場合がありますので注意してください。

目 次

(工学部の概要)

共 通	1, 2
第一類 (機械・輸送・材料・エネルギー系)	i-1 ~ i-5
第二類 (電気電子・システム情報系)	ii-1 ~ ii-4
第三類 (応用化学・生物工学・化学工学系)	iii-1 ~ iii-8
第四類 (建設・環境系)	iv-1 ~ iv-7

(教養教育)	教養-1~教養-42
(略)	

(学部教育)

広島大学通則	学部 -1
広島大学工学部細則	学部-11
広島大学工学部履修手続及び試験について	学部-43
成績評価に対する異議申立制度について	学部-43
広島大学工学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準	学部-45
オフィス・アワー制度について	学部-45
外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	学部-46
広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例	学部-46
中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について	学部-47
「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修 (早期履修) 制度について	学部-48
派遣学生の単位認定について	学部-49

(到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」)	ハイプロ-1~ハイプロ-25
--------------------------------	----------------

(略)

(規則関係等)

学業に関する評価の取扱いについて	規則 -1
気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則 -3
期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 -4
広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 -5
広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 -6
広島大学工学部転類に関する取扱い内規	規則 -7
広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 -8
広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	規則 -9
身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について (申合せ)	規則-10
広島大学学位規則	規則-13
広島大学学生交流規則	規則-16
広島大学研究生規則	規則-19
広島大学外国人研究生規則	規則-20
広島大学科目等履修生規則	規則-22

(資格取得関係)

教育職員免許状の取得について	資格 -1
その他の資格について	資格 -4

(学生生活関係)

学生生活関係について	学生 -1
広島大学学生生活に関する規則	学生 -7
広島大学学生証取扱細則	学生 -9
広島大学授業料等免除及び猶予規則	学生-10
広島大学学生表彰規則	学生-13
広島大学学生懲戒規則	学生-14
広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	学生-18
広島大学ピア・サポート・ルーム規則	学生-20
社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	学生-21
課外活動を行ったことに係る証明書発行要領	学生-22
広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	学生-23

(その他)

工学部構内配置図	その他 -1
工学部講義室配置図	その他 -2
広島大学歌	その他 -3

工 学 部 の 概 要

共 通	1, 2
第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）	i-1～i-5
第二類（電気電子・システム情報系）	ii-1～ii-4
第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）	iii-1～iii-8
第四類（建設・環境系）	iv-1～iv-7

工学部の類と教育プログラム制

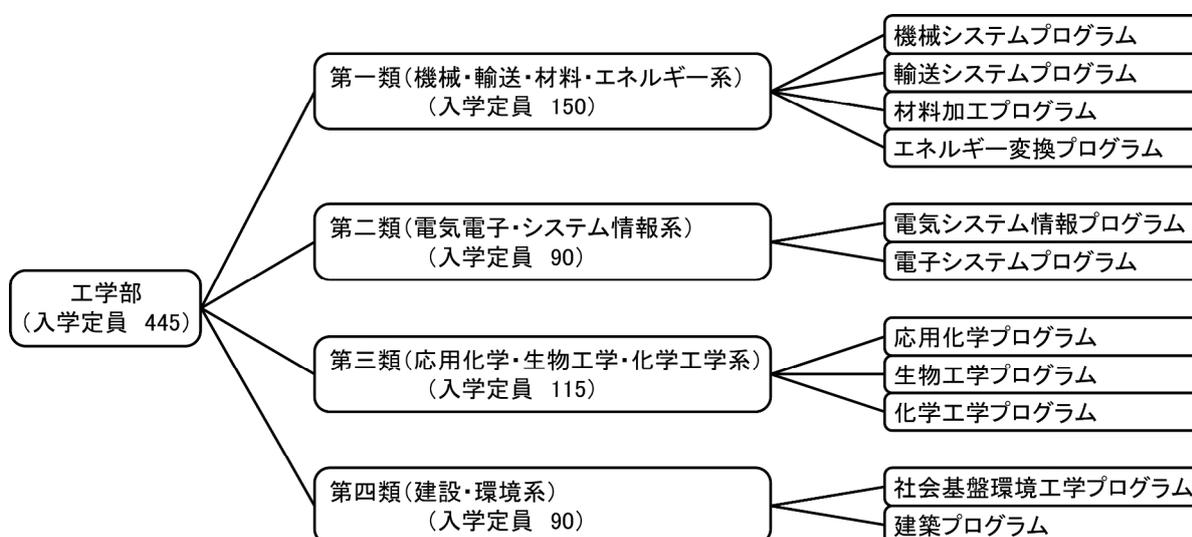
広島大学工学部は類・教育プログラム制度を採用しており、2ページの図に示すように第一類から第四類までの4つの類組織があり、それぞれの類の中にいくつかの教育プログラムがあります。皆さんの多くは、自分の選んだ類の教育研究内容をよく理解した上で、その類を選択し受験・合格してきたことと思います。また、皆さんのうちの10%ほどは、工学特別コースを選択して受験・合格し、1年次前期終了時に類を決めることとなります。類と教育プログラムの関係は比較的単純ですが、学生便覧の最初に簡単に説明しておきます。詳細については便覧の中に項を設けて書かれていますから、必要に応じて読んでください。なお、学生便覧の内容・規則は、今後変更があったとしても、その変更は変更後に入学してくる学生諸君に適用されますので、ここに書かれている内容・規則は皆さんが大学を卒業するまで変わることなく有効です。ですから、この学生便覧を大切に扱い、決して紛失しないように注意してください。

広島大学工学部が類制度を採用したのはたいへん古く1976年まで遡り、それ以前は学科ごとに学生を募集していました。しかし、入学当初から専門分野に分けることによる知識の細分化・断片化の弊害をなくし、進歩・発展の著しい工業化社会に対応して、広い視野と基礎学力を身につけた技術者と高いレベルの自主的研究能力をもつ人材を養成することを目的として、類制度が発足しました。この目的を達成するために工学部では、工学に関する基礎知識を重視しつつ、履修科目が特定の狭い分野に偏らないような複合型のカリキュラムを用意しています。4つの類にある教育プログラムは幾度かの変遷を経て、現在は第一類には機械システム、輸送システム、材料加工、エネルギー変換の4つの教育プログラム、第二類には電気システム情報、電子システムの2つの教育プログラム、第三類には応用化学、生物工学、化学工学の3つの教育プログラム、第四類には社会基盤環境工学、建築の2つの教育プログラムがあります。1年次前期は工学部に共通のカリキュラムに従って授業を受け、1年次後期からは各類ごとの基礎教育を受けます。その後、類によって多少時期は異なりますが、教育プログラムに配属され、より専門性の高い教育を受けることとなります。各教育プログラムは、皆さんが大学を卒業するまでに履修する教養教育科目、専門基礎科目、専門科目を総合したロードマップと言えます。なお、工学部及び4つの類の「教育研究の目的」が2008年に定められ、学部-11、12ページに書かれています。

また、広島大学ではHiPROSPECTSという到達目標型教育プログラムを2006年度からスタートさせました。HiPROSPECTSの特徴は、4年間の授業科目のシラバス、到達目標、成績評価の方法があらかじめ明示されていることです。到達目標を明確に定め、それに達するために内容や方法が十分に吟味された授業科目が統一的かつ体系的に配置されています。ですから、従来から行なわれている個々の

授業科目の成績評価とは別に、プログラムに設定された到達目標としての「知識・理解」、「能力・技能」及び「総合的な力」についても到達度の評価が行われます。

ここまで説明してきた教育プログラムは主専攻プログラムといい、皆さんが大学を卒業するために必ず取らなければならない教育プログラムです。これに加えて、より広く勉強したい学生諸君には副専攻プログラム及び特定プログラムが用意され、一定の基準を満たした学生諸君は登録してそのプログラムで指定された科目も履修することができます。工学部では講義及び実験・演習が密に組み込まれているので余裕がないかもしれませんが、意欲のある人は頑張って挑戦してみてください。



●第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）

1. 第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）の特徴

第一類では、新しい機械システムの構造・機能や設計原理、メカトロニクス技術、知能化機械システムの生産原理、環境と調和する輸送・物流技術の開発、機能性材料の開発と利用、生産加工原理、新エネルギー開発、動力変換新技術、などについての教育を行っており、これらの教育を通じて、機械・輸送機器と人間との関わり合い、次世代のエネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担える技術者の養成を目指している。効率良く一貫した教育を行うために、学術院（理工学分野機械工学・総合工学ユニット）に所属する教員が、4つのプログラム（機械システム、輸送システム、材料加工、エネルギー変換）の教育を担当している。学生は2年次後期にこれらのプログラムのいずれかに配属される。また、4年次前期には研究室に配属され、研究テーマを選択し、卒業論文を書き上げることになる。本プログラムの卒業生は約6割が大学院に進学している。学部卒業生の就職先は一般機械、自動車関係をはじめ電機、情報通信、重工業、化学工業などの多岐の業種に渡っている。重工、輸送機器、機械、材料分野の製造業の企業を中心とし、研究開発、設計、生産技術、技術営業等の分野で活躍している。

2. 機械システムプログラムの紹介

2.1 プログラムの特徴

機械システムプログラムでは、材料力学、機械力学やシステム制御等の分野を基礎とし、新しい概念に基づく機械システムの構造・機能や機械システムの設計・加工原理、計算機を援用した設計（CAEやCAD）、計測・制御技術、メカトロニクス技術、数値シミュレーションと情報処理などで知能化された新しい機械システムの設計・生産原理と応用などについての教育を行っており、これらの教育を通じて、機械と人間との関わり合いや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担える技術者の養成を目指している。効率良く一貫した教育を行うために、学術院（理工学分野機械工学・総合工学ユニット）に所属する教員が、本プログラムの教育を担当している。

2.2 教育理念・プログラムの到達目標

機械システムプログラムでは、自然との共生をはかり、人類の平和、発展、存続や幸福の実現に貢献できる、優れた人間性と理性を兼ね備えた行動力のある人材の育成を目指している。

本プログラムでは、上記を踏まえ、下記の能力をバランスよく身につけ、教育プログラムの定めた基準となる単位数を修得した学生に「学士（工学）」の学位を授与する。

- ・材料力学、機械力学やシステム制御等の分野を基礎とし、新しい概念に基づく機械システムの構造・機能や機械システムの設計・加工原理、計算機を援用した設計（CAEやCAD）、計測・制御技術、メカトロニクス技術、数値シミュレーションと情報処理などで知能化された新しい機械システムの設計・生産原理と応用などの機械システム工学の基礎を修得している。

- ・機械と人間との関わり合いや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担えることができる。

2.3 カリキュラムの概略

機械システムプログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生に実現させるために、次の方針のもとに教育課程を編成し、実践する。

- ・機械系基礎教育とともに、新しい概念に基づく機械システムの構造・機能や機械システムの設計・加工原理、計算機を援用した設計（CAEやCAD）、計測・制御技術、メカトロニクス技術、数値シミュレーションと情報処理などで知能化された新しい機械システムの設計・生産原理と応用などに関する専門的教育を行っている。

- ・1年次には、平和科目、大学教育基礎科目、共通科目、基盤科目などの教養教育科目を修得すると共に、専門基礎科目や「工作実習」などの専門実習教育を履修する。

- ・2年次前期には、「材料力学Ⅰ」や「流体力学Ⅰ」などの第一類において共通し、重要な専門基礎科目に加え、後期から本プログラムの特徴を反映した専門性の高い先端要素技術関連科目とシステム統合化技術関連を専門科目として履修する。

- ・2年次後期から引き続き、3年次は専門科目が主要科目となり、本プログラムに必要な科目を履修する。ただし、本プログラムでは、同一時限に複数の専門科目を開講しないように可能な限り配慮しているため、興味に応じて第一類の他プログラムが提供する専門科目の履修が可能となっている。

- ・4年次には、研究室に配属され、研究テーマを選択し、卒業論文を作成する。

3. 輸送システムプログラムの紹介

3.1 プログラムの特徴

船舶・航空機・自動車・鉄道など乗り物を主体とする輸送機器及び物流システムの工学技術は、輸送のハード及びソフトの観点からこれまで以上に重要となっている。一方、輸送機器の運用の場でもある地球圏は今日深刻な環境問題に直面しており、輸送機器の工学技術を考えるにおいては、従来行われている環境低負荷型の視点に立った設計のみならず、人工物である輸送機器と自然環境とが調和した共生システムを構築・維持する観点が必要不可欠である。したがって、ローカルエリア及びグローバルエリアの両視点で海洋環境や大気環境を理学的・工学的見地から探究しつつ、地球圏環境を保全・創造する工学技術を開発し、さらには、輸送機器と地球圏環境とが共生するための工学技術を構築していくことが極めて重要となる。輸送システムプログラムはこうした分野の技術者に必要となる工学を総合的に教育する。深い専門知識を有しながらも関連分野にまで視野を広げられるように輸送システムプログラムに関する専門を持つ教員だけでなく、他の3つのプログラムに進じた専門を持つ教員や高度な技術を有するフェニックス工房所属の技術職員らが共に教育を担当する。

3.2 教育理念・プログラムの到達目標

輸送システムプログラムでは、輸送機器と環境共生に関わる専門分野の知識のみならず、自ら工学的な問題を発見でき、科学的、合理的に問題解決策を探り、調和的、倫理的に工学的諸問題を解決できる実行力とリーダーシップを有する技術者、研究者の養成を目指している。

本プログラムでは、上記を踏まえ、下記の能力をバランスよく身につけ、教育課程の定めた基準となる単位数を修得した学生に「学士（工学）」の学位を授与する。

- ・輸送機器に関わる工学、すなわち、自然環境と調和・共生する輸送機器や物流システムを計画、製作、建設、維持するための工学を習得している。

・環境共生に関わる工学，すなわち，地球圏環境を分析・把握し，環境へのインパクトを低減するための環境関連機器や環境システムを計画，設計，製作，維持するための工学を習得している。

3.3 カリキュラムの概略

輸送システムプログラムでは，プログラムが掲げる到達目標を学生に実現させるために，次の方針のもとにカリキュラムを編成し，実践する。

・1年次の総合的な基礎教育，2年次の数学や力学などの工学基礎教育をベースとして，3，4年次に専門的な工学教育を行う。カリキュラムを通じ，輸送機器や地球圏環境にわたる広範な知識の習得と思考能力の向上を目指す。

・1年次には，平和科目，大学教育基礎科目，共通科目，基盤科目などの教養教育科目を修得すると共に，専門基礎科目や「工作実習」などの専門実習教育を履修する。

・2年次前期には，「材料力学Ⅰ」や「流体力学Ⅰ」などの第一類において共通する，重要な専門基礎科目を学習する。2年次後期から本プログラムに配属され，プログラムの特徴を反映した専門性の高い「数学・力学系科目」，「構造力学・流体力学系科目」等を学習していく。

・3年次には，より輸送機器及び環境共生に関連の深い専門科目を修得する。そして，工学的手法を用いて実際に物を計画・設計・製作・性能評価させる創成型プロジェクト系科目群を通して，工学知識の教育に加えて技術者としての総合的な能力を養成する。

・4年次には，研究室に配属され，研究テーマを選択し，卒業論文を作成する。

4. 材料加工プログラムの紹介

4.1 プログラムの特徴

材料加工プログラムでは，機械系基礎科目の学習及び設計製図やフェニックス工房での工作実習などを通じて学生に機械系エンジニアとしての素養を身につけさせると同時に，機械材料や材料科学といった材料系専門科目，材料強度学や弾塑性工学といった材料の変形・破壊に関する専門科目，及び成形加工学や機械加工学といった成形加工技術を扱う専門科目を提供し，機能性材料の設計・開発と利用，生産・加工原理について専門性の高い学問の教育を行っている。これらの教育を通じて，機械と人間との関わり合い，エネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち，最先端の設計・生産技術開発を担える技術者・研究者の養成を目指している。深い専門知識を有しながらも関連分野にまで視野を広げられるように材料加工プログラムに近い専門を持つ教員だけでなく，第一類の他の3つのプログラムに準じた専門を持つ教員や高度な技術を有するフェニックス工房所属の技術職員らが共に教育を担当する。

4.2 教育理念・プログラムの到達目標

材料加工プログラムでは，自然との共生をはかり，人類の平和，発展，存続や幸福の実現に貢献できる，優れた人間性と理性を兼ね備えた行動力のある人材の育成を目指している。

本プログラムでは，下記の能力をバランスよく身につけ，教育プログラムの定めた基準となる単位数を修得した学生に「学士（工学）」の学位を授与する。

・材料力学，機械力学，熱力学，流体力学（いわゆる四力学）など機械系基礎科目を修得し，さらに次世代の製品開発・製造技術の基盤となる機能性材料の設計・開発と利用，生産・加工原理について

の専門性の高い科目を修得している。

- ・機械と人間との関わり合い、次世代のエネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担うことができる。

4.3 カリキュラムの概略

材料加工プログラムでは、機械系基礎教育とともに、新しい機能性材料の設計・開発と利用技術、生産・加工原理とその応用などに関する専門教育を行っている。プログラムが掲げる到達目標を学生に実現させるために、次の方針のもとに教育プログラムを編成し、実践する。

- ・1年次には、平和科目、大学教育基礎科目、共通科目、基盤科目などの教養教育科目を修得すると共に、専門基礎科目や「工作実習」などの専門実習教育を履修する。

- ・2年次前期には、「材料力学Ⅰ」や「流体力学Ⅰ」などの専門基礎科目が主要な科目となる。また2年次後期に本プログラムへの配属が行われ、これに伴ってプログラムに合わせた専門科目も主要な履修科目となる。

- ・3年次は引き続きプログラムに合わせた専門科目が主要な履修科目となる。

- ・4年次には、研究室に配属され、研究テーマを選択し、卒業論文を作成する。

5. エネルギー変換プログラムの紹介

5.1 プログラムの特徴

エネルギー変換プログラムでは設計製図やフェニックス工房での実習を通じてエンジニアとしての技術と視点を身につけると同時に、熱力学、量子科学系の基礎物理学及び流体力学、燃焼工学、伝熱工学といった工学に欠かせない学問の教育を行っている。

これらの教育を通じて最先端の設計分野を担える技術者やグローバルな視点からエネルギー・環境問題の解決に貢献できる研究者の養成を目指している。深い専門知識を有しながらも関連分野にまで視野を広げられるようにエネルギー変換プログラムに近い専門を持つ教員だけでなく、他の3つのプログラムに準じた専門を持つ教員や高度な技術を有するフェニックス工房所属の技術職員らが共に教育を担当する。

5.2 教育理念・プログラムの到達目標

エネルギー変換プログラムでは、自然との共生をはかり、人類の平和、発展、存続や幸福の実現に貢献できる、優れた人間性と理性を兼ね備えた行動力のある人材の育成を目指している。

本プログラムでは、下記の能力をバランスよく身につけ、教育プログラムの定めた基準となる単位数を修得した学生に「学士（工学）」の学位を授与する。

- ・機械・材料系科目を中心とするエンジニアとしての基本技術と視点を身につけると同時に、熱力学、量子科学系の基礎物理学及び流体力学、燃焼工学、伝熱工学といった工学に欠かせない学問などのエネルギーに関わる工学の基礎を修得している。

- ・機械と人間との関わり合い、次世代のエネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担えることができる。

5.3 カリキュラムの概略

学修の成果は、各科目の成績評価と共に教育プログラムで設定する到達目標への到達度の二つで評価する。エネルギー変換プログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生に実現させるために、次の方針のもとに教育プログラムを編成し、実践する。

- ・ 1年次には、平和科目，大学教育基礎科目，共通科目，基盤科目などの教養教育科目を修得すると共に，専門基礎科目や「工作実習」などの専門実習教育を履修する。
- ・ 2年次には、「熱力学Ⅰ」や「流体力学Ⅰ」などの専門基礎科目が主要な科目となる。また，第一類内に設定されている4つのプログラム（機械システム，輸送システム，材料加工，エネルギー変換）のうちのいずれかを選択して配属される。
- ・ 3年次は専門科目が主要科目となり，所属するプログラムに合わせて必要な授業を履修していく。
- ・ 4年次には，研究室に配属され，研究テーマを選択し，卒業論文を作成する。

6. プログラム配属，研究室配属，卒業研究について

学生は2年次後期に4つのプログラムのどれかに配属される。また4年次前期には，卒論着手要件に基づき，「着手可能」と判断された学生は，研究室に配属され，研究テーマを選択し，卒業研究を行う。研究成果を卒業論文としてまとめた後，卒業論文発表会にて発表する。

●第二類（電気電子・システム情報系）

1. 第二類（電気電子・システム情報系）の特徴

第二類（電気電子・システム情報系）がカバーする分野は、今日の情報化社会の中心的な役割を果たしています。特に、近年の情報通信技術の進歩は産業革命以来の技術革新だといわれています。

18世紀後半の産業革命の流れは、19世紀に入ると新たな科学の発見と結びつき、急速な進歩を遂げました。クーロン、アンペール、ファラデーらによる電磁現象の発見は、1864年にマクスウェルの方程式としてまとめられ「電磁気学」が完成しました。さらに、「回路理論」が構築されたことにより、電動機、発電機、電話、無線通信といった電磁現象を応用する技術が創り出されました。19世紀後半のトムソンによる電子の発見（1897年）は、電子を用いたデバイス（真空管）を生み出し、これを用いた「電子回路技術」が進歩し、さらに「コンピュータ」も誕生しました。さらに20世紀初頭の「量子力学」の誕生は、物質の性質（物性）に対する理解を深め、半導体を用いたトランジスタの発明（1948年）につながりました。その後の半導体などを用いた「電子デバイス」、「集積回路技術」の進歩により、「コンピュータアーキテクチャ」、コンピュータを用いた「情報処理技術」、「ソフトウェア技術」が急速に発展しました。今日では、豊かな日常生活や社会経済活動を支えるエネルギーを効率的に供給するシステムなど、これらの技術を駆使したあらゆるシステムが構築され、情報化社会の中核を担っています。これらの複雑化かつ巨大化したシステムを解析し、よりよいシステムの計画及び設計のための理論や方法論も急速に発展してきています。

このような電気・電子・システム・情報分野の発展は更に大きな動きとなって、18世紀の産業革命に匹敵する情報通信革命を引き起こしています。これによって、あらゆる所で空間と時間を越えて必要な情報を必要な形で手に入れることが可能になっていくはずですが、同時に、これまでの技術では不可能であった人間に近い機能を、原子数層から成る目では見えない技術の集積として実現する努力が続けられています。ロボットによる対人援助やサイボーグ技術の医療応用などの果てしない夢がこれから先も着実に叶えられていくでしょう。

工学部第二類（電気電子・システム情報系）では、このような技術の基礎となる学問分野について学ぶことができます。電気・電子・システム・情報ならびにその関連分野では、技術革新が急速に進み、特定分野の専門知識のみならず、複数の専門知識を融合した革新的技術が要求される状況にあります。また、そのような技術等が社会に与える影響もより大きくなりつつあり、人間、社会、自然との関わりを常に視野に入れることも必要とされています。このような状況を踏まえ、第二類に入学した学生は、1年間の教養教育ならびに専門教育を経て、2年次開始時に電子システム、電気システム情報の2プログラムのいずれかに配属されます。各プログラムの内容は少しずつ重なり合いながら全体として電気・電子・システム・情報の分野を網羅し、電気・電子という実際のモノと、システム・情報という抽象概念の二つの観点から“電気”を統括的に取り扱うことで、それぞれ以下のような人材の育成を目指した専門教育が行われます。

(電子システムプログラム)

量子物理，半導体基礎物性などを基礎とするナノメートル寸法の高性能電子デバイス分野及び高機能集積回路を基礎とする集積システム分野において，体系的な知識と革新的技術の開発能力を持った技術者を育成する。

(電気システム情報プログラム)

電気技術に立脚する様々なシステムの制御・設計・管理に関わる基礎理論と応用技術に関する教育を行う。電気回路・エネルギー，情報工学，人工知能 (AI)，計測制御，システム計画管理に関する幅広い基礎知識と技術を身に付け，高度情報社会における複雑な諸問題を多様な視点から解決し，今後の技術革新を自ら先導できる人材を育成する。

2. カリキュラムの概要

第二類で行われる研究においては，広い範囲の数学，物理及び化学の基礎知識とともに世界中の人々とコミュニケーションするための英語能力が要求されます。そこで，第二類での専門教育においては，電気・電子・システム・情報の各分野を，「電子システム」，「電気システム情報」の2つのプログラムとして切り分け，それぞれの専門科目を基礎から応用まで体系的に学べるカリキュラムを提供することで，確かな基礎力と深い専門性を養います。専門基礎科目や専門科目はプログラム間で重なりをもちながら，それぞれの分野に必要な専門的知識や応用力が得られるように構成されています。

具体的には，電気・電子・システム・情報の全分野での共通性が高い応用数学や電気回路，技術英語，プログラミングなどの科目，実験や演習科目，全分野を見渡すための概論科目を「専門基礎科目」として，主に1，2年生で履修することにより，これらの分野で必要とされる幅広い知識と視野を習得できるようにしています。2年生から4年生では物性工学，集積システム，電気回路，エネルギー，計測制御，システム計画管理，コンピュータ，情報数理等の分野に渡る「専門科目」を組み合わせ履修することにより，それぞれの分野に必要な知識や応用力を体系的に修得できるようにしています。各プログラムでは，専門性と同時に広い範囲の素養を身につけることができるように専門基礎科目や専門科目が構成されており，将来の進路選択の自由度も十分に保証されるように配慮されています。

第二類の教育組織は，図1に示すように，各プログラムの教育を主に担当する教員が所属する研究室（「研究室」は教授，准教授，講師，助教，助手等よりなる教育，研究の単位組織）と協力講座（ナノデバイス・バイオ融合科学研究所）からなっており，これらの教員等が，授業，学生実験，卒業研究の指導に当たっています。この研究室と協力講座に所属する教員の専門分野は図1の研究室名に反映されています。

(電子システムプログラム)

半導体電子素子，光素及び集積システムを開発する技術者に必要な電磁気学，量子力学，半導体素子工学，電子回路理論などの物理系と電気系の基礎から集積システムの製造・設計技術までを実験や実習を含めて体系的に修得することができます。

(電気システム情報プログラム)

電気技術に係るシステム制御・設計・管理を行う技術者に必要な電気回路・エネルギー，情報工学，人工知能 (AI)，計測制御，システム計画管理に関する分野の基礎理論に加えて，電力システム，コンピュータ，ロボット，生体情報システム，社会情報システム等の応用まで学ぶことがで

き，産業システムや社会システムを分析・設計する上で必要となる技術を習得することができま
す。

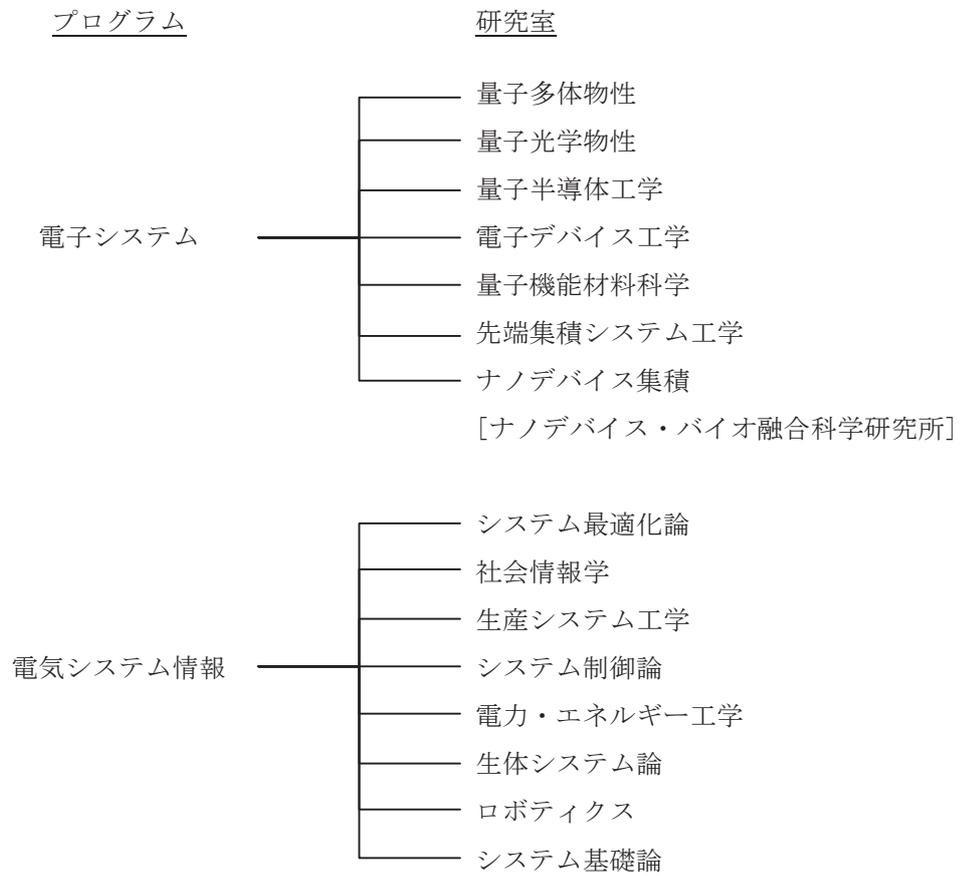


図1 プログラムと研究室の関係

3. プログラム配属と卒研配属について

3. 1 プログラム配属

第二類では、2年次の最初に、各学生は2プログラムのうちの1つに配属され、プログラムごとに定められたカリキュラムに従って、専門的な知識を身につけます。プログラムに配属されるためには、1年次終了時に、34単位以上(教養教育科目、専門科目を含む)を修得している必要があります。修得単位数が34単位に満たない場合、次年度以降に配属が延期されます。

3. 2 卒研配属

4年次の必修科目である卒業論文の単位を取得するために、研究室に配属され、指導教員から研究指導を受ける必要があります。4年次の約1年間研究を行ない、研究成果を卒業論文にまとめ、さらに、発表会で口頭発表を行ない、合格した学生に卒業論文の単位が与えられます。卒業論文に着手するためには、4年次の開始時に、卒業までに修得すべき全ての教養教育科目の単位が修得済みでなければなりません。さらに、卒業までに修得すべき専門基礎科目と専門科目(卒業論文を除く)のうち、未修得単位数が原則4単位以下でなければなりません。この条件を満たしていない場合は、卒業論文の着手が次年度以降に延期され、自動的に留年することになります。

●第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）

1. 第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）の特徴

第三類では応用化学，生物工学，化学工学の3つの専門分野を有機的に統合した特色ある教育を行っています。新しい機能性物質や材料の開発，微生物・動植物のバイオテクノロジー，環境保全や資源・エネルギーの開発などを含む，いわば人類の未来を切り拓く分野です。これらに関する幅広い基礎知識と高度な専門技術を調和よく身につけた人材を育成することを教育目的としています。

人類は20世紀には，天然から産出する原油，鉱石などの原料を化学あるいは生物の力で変換させ，優れた性質をもつ物質を作り出すことに成功し，これにより私たちの生活は格段に豊かになりました。21世紀では，さらに地球主義，人間主義に基づく新しい科学技術の発展，すなわち，地球環境に調和し，より高度な機能をもつ物質，材料の開発が社会的に要請されています。資源の乏しい日本にとっては，優秀な先端技術の創造と，それを基礎にした工業の開発・発展とが，世界をリードしていく道です。第三類では，このような分野で積極的に活躍する，意欲的な若い人を育てる教育を行います。

第三類に入学すれば，2年次前期終了までは第三類共通の基礎教育を受け，2年次後期開始時に3つのプログラム（応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム）に分かれて専門教育を受けます。3つのプログラムの特徴はつぎの通りです。

応用化学プログラムは，大学院工学研究科応用化学専攻の教員が担当しています。このプログラムでは，天然から産出する原油や鉱石などの原料を，化学反応により多種多様な新物質や材料に変換する知識と技術を身につけた人材を育成します。

生物工学プログラムは，大学院先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻の分子生命機能科学講座と生命システム科学講座に所属している教員が担当しています。このプログラムでは，微生物，植物，動物の多様な機能を利用したバイオテクノロジーに関する知識と技術を身につけた人材を育成します。

化学工学プログラムは，大学院工学研究科化学工学専攻の教員が担当しています。このプログラムでは，環境やエネルギー問題に考慮しつつ，最も効率の良い製造プロセスを開発・設計するための知識と技術を身につけた人材を育成します。

第三類では，日本技術者教育認定機構（JABEE）による化学工学プログラム，応用化学プログラムの認定を契機とし，カリキュラム，教員組織，教育環境などの質的向上に向けて努力を重ねています。（現在はJABEEの認定審査を受審していません。）各プログラムの学習・教育目標の詳細については1.1～1.3を見て下さい。

1.1. 応用化学プログラムの特徴

私たちの身の回りにある“形あるもの”の全ては原子や分子の集合からできています。そしてその大半のものは化学の力（化学反応）により人工的に創り出されています。プラスチック、繊維、金属、セラミックスなど、天然に存在しない、優れた性質や機能をもつ製品を化学工業は産み出してきました。

本プログラムでは、化学を中心とする数学、物理学、生物学などの基礎学問の確実な習得の上に、新物質の創出や新反応の開拓に必要とされる研究者としての諸解決能力の育成に取り組んでいます。この諸解決能力には

i) 社会や自然への影響を配慮しつつ、化学の知識を駆使して、目的とする新物質の分子設計や新反応の開拓を行う能力

ii) 化学反応に関する知識を活用して、目的とする新物質の合成や新反応の開拓を実践する能力

iii) 得られた物質の構造を解析する能力

iv) 得られた物質の物理的・化学的性質ならびに環境への影響を正確に評価する能力が含まれています。

卒業生の多くは大学院（博士課程前期）へ進学し、研究テーマを通じて専門的な知識を深めますが、応用化学プログラムでは大学卒業時点に実社会で活躍できる技術者としての能力を身につけることにも配慮しています。具体的には、「科学（化学）知識の豊富な技術者」、「実践的能力を有する技術者」、「多面的な発想ができる技術者」、「好奇心旺盛な技術者」、「倫理規範の高い技術者」、「説明責任を果たし、自己主張できる技術者」を育成することを目的としています。

応用化学に関する専門知識だけでなく、広い意味でのデザイン能力を含めて技術者として必要不可欠な資質を育成するために、“応用化学のかきくけこ”と呼ばれる以下の学習・教育目標を設定し、様々な授業科目を通じてその実現に取り組んでいます。

(Ka) 確実な基礎

自然・社会・文化の理解を含めた幅広い教養及び専門基礎知識と高度な専門知識を確実に身に付ける。さらに、それらを基にした判断力、論理的思考に基づく構想力を養成する。このため本学習教育目標に関連する科目は教養教育科目及び専門教育科目から幅広く選択されており、人文社会系の他、化学系科目（有機化学系及び無機・物理化学系）と工学系科目（数学、化学工学）に大別される。本プログラムの基幹となる化学系科目では、「基礎的科目」－「基礎化学実験」－「より高度な専門科目」－「演習、化学実験」の流れでカリキュラムが構成されており、体系的な学習と自ら行う実験により、問題解決の基礎としての学力の体得を求めている。

(Ki) 技術者としての社会的責任

技術者としての倫理観を身に付けるとともに、研究・技術を通して社会に貢献できる資質を養う。様々な社会的要求から問題点を認識して技術者としての責任を果たす能力を養成する。具体的には、

化学技術者として必須の化学薬品及び廃液・廃棄物の適切な取り扱いを「基礎化学実験」, 「化学実験 I, II」を通して習得し, また, 「大学教育入門」, 「教養ゼミ」, 「領域科目」(何れも教養教育科目)で, 自ら考え調査する方法や, 社会・自然と科学技術・工学とのかかわりを学ぶ。さらに「技術と倫理」で, 工学倫理に関する講義, 学生のグループによる事例研究(調査, 発表, 議論を含む)を実施し, 化学技術者としての社会的責任を学ぶ。これらに加え, 「卒業論文」では, 自らの研究の社会的価値を認識して研究を行い, 学んできた技術・知識を活かして社会に貢献していく姿勢を身につける。

(Ku) クリエーティブな発想力とデザイン能力

修得した知識・技術, 収集した情報を基に, 種々の要素を総合的に判断できるクリエイティブな発想能力を身につける。すなわち, 一人一人が問題を発見し, 知識と情報を総動員して, 新しい自分自身の解を見出すことを積極的に教育する。この目的のため, 創造的, 主体的な取り組みの必要な「教養ゼミ」, 多角的視点で現代社会を考える「領域科目」及び実験を中心とした科目に加え, 演習科目と「卒業論文」から, 本目標は構成されている。言い換えれば, 学習教育目標(Ka)(Ki)(Ke)(Ko)で習得した能力も含めた統合した形で発揮される「デザイン能力」の涵養を主たる目的とし, 例えば, 研究計画の立案, 実験装置の設計, 与えられた制約の下で計画的に仕事を進める等といった, 多くの知識・技術・条件を統合して現実可能な解を見つけ出す能力の涵養を目指す。

(Ke) 継続的自己啓発と研究者・技術者としての自立

ここで言う自己啓発とは, 単なる自主的・継続的な学習能力のみを意味するものではなく, 情報収集, 技術の向上, 研究方法の改善, 研究結果及び成果の解析・理解などに関しても, 与えられた制約下で自立した技術者あるいは研究者として自ら工夫して積極的に取り組み, 継続的に計画しながら問題解決へのアプローチを様々な形で図る能力を涵養することである。従ってカリキュラム中では, 学習・教育目標(Ku)とほぼ同様の実験科目, 演習科目が対応しており, このことはこれらの科目が技術者・研究者の教育において重要となるデザイン能力に密接に関わる部分であることによる。また, 本カリキュラムとは直接的な関連はないが, TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。)や数学統一試験の受験を強く推奨し, 学生に対し「継続的な自己啓発」の意識を植え付ける取り組みを行っている。

(Ko) コミュニケーション能力と国際的センス

問題解決に向けて, チームの内外で自らの考え, 解決策, 解決策によるアプローチの結果を論理的かつ明解に表現・議論する能力を養成する。この目的のため, 日本語において“他者と充実した相互作用を行う力”, 即ち, チームで研究や問題解決に当たるときのチーム内での意思疎通や, プレゼンテーションにおける話し手, 聞き手間の質疑応答の方法などを入学直後の早い段階で経験できる「教養ゼミ」を導入部とし, 各研究室に分かれて行う「卒業論文」において研究室内での共同作業, 実験, 卒業論文執筆, また発表会の準備, 発表, 質疑応答と, 技術者に求められる多岐にわたる「コミュニ

ケーション能力」を高める取り組みを行う。さらに、英文の資料などの収集・解析能力と多様な価値観を理解し地球的な視点から物事を多面的に考えるための国際的センスを身につけることを目指し、英語科目（「技術英語演習」も含む）に加えて、異文化や多様な文化を学ぶことが出来る「領域科目」を用意し、これらの習得を求めている。

1.2. 生物工学プログラムの特徴

生物工学プログラムは、医療、食品、環境関連分野などの次世代を担う基盤産業の育成に貢献するため、生命分子及び生命体の機能解明と活用に関する専門知識と技術を身につけた研究者・技術者の養成を目指しています。そのため、生命を構成する分子・生命現象の仕組みに関する基礎的知識から、最先端の遺伝子・タンパク質・糖質・脂質工学、微生物・動物・植物工学、生物化学工学、生物情報工学、環境バイオテクノロジー、免疫学、醸造工学に至る多彩な応用分野の知識と技術を体系的かつ有機的に連携して修得できるカリキュラムが組まれています。また、研究者・技術者に要求される論理的思考能力、実験計画遂行能力、データ解析説明能力、課題発見解決能力、実務対応能力等を身につけることができます。所定の授業科目を修得すれば、高等学校教諭一種免許状が授与されます。

卒業生は、製薬、食品、醸造、環境、化学などの業界や官庁等の公設研究機関に就職して活躍しています。大学院（先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻）に進学して、さらに高度な教育と研究を受けることができます。

生物工学プログラムの学習・教育目標は、以下のように設定しています。

(A) 人・社会・自然と工学の関わりを理解と多面的な思考力の養成

教養ゼミ、生物工学討論などの講義・演習を通じて、技術が社会及び自然に及ぼす影響と技術者が社会に対して負っている責任を理解し、工学とそれを取り巻く人間・社会・自然環境との関わりを多面的に考慮することができる能力を育成する。

(B) 基礎自然科学の理解と論理的思考能力の養成

数学、物理学などの講義・演習を通じて、自然科学・技術に関する基礎知識を修得するとともに、先端科学に共通して要求される論理的思考能力を養成する。

(C) 生物工学及び生命科学の基礎知識と応用技術の修得

研究者・技術者として必要となる工学基礎学力を身につけた上で、医薬・食品・環境関連分野を中心とする生物工学関連領域及び応用化学・化学工学系との学際領域に関する基礎知識・技術を確実に修得する。さらに、実務経験に富む非常勤講師による講義や工場見学などを通して、高い技術者意識を養成する。これらは以下の科目群に分けられる。

【講義科目群】

(1) 工学・化学基礎

応用数学，基礎化学，基礎化学工学，環境科学などの工学・化学に関する基礎知識の修得及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(2) 基礎生物科学

微生物学，生物化学，分子生物学などの基礎生物科学の知識の修得

(3) 応用生物科学

発酵工学，遺伝子・タンパク質工学，応用生物工学，情報分子生物学などの応用生物科学の知識の修得

(4) 生物工学学際領域

生物工学分野への活用を念頭に置いた，反応速度論，移動現象工学，理論有機化学などの応用化学・化学工学系との学際領域に関する知識の修得

【実験科目群】

基礎生物科学（微生物学，生物化学，分子生物学など）ならびに応用生物科学（発酵工学，遺伝子・タンパク質工学，応用生物工学，情報分子生物学など）に関する実験技術の習得及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(D) 構想力や実行力の養成と自己啓発・研鑽意欲の醸成

生物工学討論，実験・演習科目や卒業研究を通じて，論理的思考能力，実験計画遂行能力，データ解析説明能力を養成するとともに，他者との討論や問題解決手段の習得により自己啓発・研鑽意欲を育成する。

(E) コミュニケーション能力の向上と高度情報社会への適応

教養ゼミ，大学教育入門，卒業研究発表などを通じて，論理的な記述・発表・討論能力と情報活用能力を育成する。また，技術英語科目や研究室ゼミにより，主に英語による情報収集・発信能力を養う。

1.3. 化学工学プログラムの特徴

化学工学とは“化学に関する工学”であり，化学に関連するあらゆる現象を実社会に役立てる際に必要となる工学の学問体系です。たとえば，新規に発見された物質を実生活に役立てるためには，効率的かつ大量に生産する必要があり，さらには，その製造方法は環境にやさしくなければなりません。化学工学では，化学をその中心としますが，生物学，物理学などの多くの基礎学問に基づいて，実社会における様々な要請や課題を自然との調和の中で解決しようとする大変幅広い工学です。第三類の

化学工学系では、物質・エネルギーの輸送・変換プロセスに関する教育を通して、化学工学の基礎及び専門知識を確実に習得した人材を育成することをプログラムの目標としています。

また、化学工学の考え方は、グローバルな視野で、原料、エネルギー、安全、資源、さらには、経済、社会などを統合的に考慮しなければならない環境問題の解決に必要な不可欠なツールとなっています。したがって、化学工学的見地から環境問題にアプローチできる人材育成を行うことも、化学工学系の目標の一つです。

卒業生の多くは、博士課程前期及び後期に進学し、より高度な専門技術及び研究能力を修得しています。また、化学・繊維・医薬などの化学系企業をはじめ、電気・金属・機械系企業、環境関連企業など、あらゆる産業分野に就職し、化学工学の知識を武器として国内外で大いに活躍しています。

化学工学プログラムの学習・教育目標は、以下のように設定しています。

(A) 人・社会・自然と工学の関わり理解と多面的な思考力の養成(工学倫理)

教養教育科目である教養ゼミ、大学教育入門、領域科目、専門教育科目である化学プロセスと工学倫理などの科目を通して、技術が社会及び自然に及ぼす影響と技術者が社会に対して負っている責任を理解し、工学とそれを取りまく人間・社会・自然環境との関わりを多面的に地球的視野で考慮することができる能力を育成する。

(B) 論理的思考力の養成

教養教育科目の基盤科目である実験科目及び数学、物理学の科目を通して、数学・物理などの自然科学及び技術に関する基礎知識を確実に修得するとともに、それらを基盤として論理的思考力を強化する。

(C) 化学及び化学工学の基礎の確実な習得と応用力の養成

体系化、精選された教育カリキュラムの中で確実な工学基礎学力を身に付け、その上に専門知識と応用力を養成する。特に、演習及び実験を重視することで化学工学の専門科目の確実な修得を目指す。これにより工学に携わる者として自立するための能力と共に、大学院でより高度な研究に携わるための基礎を修得する。さらに、工場見学、化学プラント設計に関する実習、実務経験に富む非常勤講師による講義などを通して、高い技術者意識を養成する。これらは以下の5つに分けられる。

(C1) 工学基礎

応用数学、情報処理・計算機利用技術、基礎化学、環境科学、材料科学、材料力学などの工学基礎に関する知識及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C2) 化学工学基礎

物質・エネルギー収支を含む化学工学量論、物理・化学平衡を含む熱力学、熱・物質・運動量の移動現象論などの専門知識、実験技術、及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C3) 化学基礎

有機化学，分析化学，反応工学，高分子化学，電気化学，生物化学，エネルギー化学などの化学に関連する分野の基礎知識，実験技術，及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C4) 化学工学専門

伝熱，流動，物質移動，反応工学，プロセス制御工学，粉体工学，設計製図などの化学工学の分野に関する専門知識，実験技術，及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C5) 化学工学応用

経済性・安全性・信頼性・社会の影響を配慮しながら，物質循環・環境負荷を考慮した物質・エネルギープロセスを研究・開発・設計する能力とマネジメント能力の養成

(D) 柔軟な適応力や創造力の養成，及び自己啓発・研鑽意欲の醸成

実験，化学プロセスの設計，卒業研究などで様々な考えの人と触れ合いながら課題に取り組み，工学に携わることを実際に体験することで創造力，問題解決能力，自己啓発・研鑽意欲を育成する。

(E) プレゼンテーション・コミュニケーション能力の向上と高度情報化への適応力の養成

教養ゼミ，実験科目，化学工程設計，卒業研究などを通じて，日本語による論理的な記述・発表・討論能力を強化する。また，技術英語科目の推進などにより，国際的視野で工学的分野での情報を収集・発信できる能力を養う。さらに，徹底した情報リテラシー教育により情報を活用する能力を養成する。

2. 第三類カリキュラムの概略

広島大学における教育は全学的に教養教育と専門教育からなります。1年次は主に教養教育科目を履修し，学年が上がるにつれて専門教育科目を多く履修するようになります。

教養教育科目は第三類で共通です。専門教育科目は，第三類で共通の専門基礎科目と，プログラムごとに異なる専門科目（卒業論文を含む）からなります。2年次前期終了までは，教養教育科目及び専門基礎科目を受講します。2年次後期の初めに「プログラム配属」が行われ，3プログラムのうちのどのプログラムに進むかが決まります。プログラム配属されるためには決められた条件（プログラム配属要件）を満たしている必要があります。4年次には研究室に配属されて卒業論文を受講します。卒業論文に着手するためには決められた条件（卒論着手要件）を満たしている必要があります。

卒業要件単位数は，教養教育科目で44単位以上，専門教育科目で82単位以上（専門基礎科目31単位以上，専門科目51単位以上），合計126単位以上です。

3. プログラム配属，研究室配属

3.1. プログラム配属

第三類には，3つのプログラム（応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム）

があり、各プログラムへの配属は、2年次後期のはじめに、本人の希望、成績を考慮して決定されます。

各プログラムに配属されるには、専門基礎科目の中の必修科目（基礎化学実験及び技術英語演習を除く）合計18単位のうち16単位以上を修得し、かつ、総計60単位（教養教育科目を含む）以上を修得しなければなりません。

3.2. 卒研配属（卒業論文着手要件）

卒業予定年度のはじめに、次の条件を満たしていること。

（1）外国語8単位及び履修すべき実験科目と実習科目（基盤科目の実験と実習も含む）を全て修得していること。

（2）修得総単位数（教養教育科目を含む）が115単位（ただし、化学工学プログラムは化学工程設計を除き112単位）以上であり、そのうち専門基礎科目と専門科目を合計した修得単位数が69単位（ただし、化学工学プログラムは化学工程設計を除き66単位）以上であること。

●第四類（建設・環境系）

1. 第四類（建設・環境系）の教育理念

第四類では、人間と、人間が活動する生活空間、及びそれらの相互作用を社会環境システムとしてとらえ、安全で快適な生活空間の建設、活動高質化のためのインフラ整備とリスク削減、製造生産活動及び環境の向上など、広く社会環境システムに関する教育研究を行うことをその目標とする。生活の質の向上、社会構造の成熟化、地球環境制約を踏まえた、建築構造物、居住環境、社会インフラの設計、建設、維持、再生、地域市民生活の安全性確保のための技術・システムの開発と管理、製造生産、輸送、廃棄、及び環境との共生、修復、創造に向けての技術開発、等に関わる技術者で、国際的な場で活躍できる技術者の養成を目標とする。

広島大学工学部第四類（建設・環境系）では、社会基盤環境工学プログラム、建築プログラムを提供しているが、各プログラムには受入上限数がある。各教育プログラムへの配属は2年次の開始前に、本人の希望と1年次の成績に基づいて決定する。以下に各プログラムの紹介を示す。

2. 社会基盤環境工学プログラムの紹介

2.1 社会基盤環境工学プログラムの特色

人々が安全で快適な生活を営むために必要な施設を社会基盤施設といい、道路・鉄道・空港・港湾などの交通・流通ネットワーク施設、電力・ガス・上下水道・通信などのライフライン施設、堤防・ダム・擁壁などの防災施設、廃棄物処理・処分施設などの他、公園などのレクリエーション施設がある。本プログラムでは、自然環境との調和・共生を図りつつ豊かなコミュニティと社会環境を創造するために、これらの施設を計画、設計、建設、保全するための工学理論を中心に、構造工学、材料工学、地盤工学、水工水理学、海岸工学、環境衛生工学、社会基盤計画学などを学習する。具体的には、建設材料・資源の力学的・物理的・化学的性質、構造物の解析・設計・施工技術、防災計画・防災技術、維持管理技術、リサイクル技術、河川・海岸、大気・海洋で見られる自然現象とその制御技術、陸域・水域での生態系とその保全技術、人間の活動が社会・自然環境に与える影響及び評価の他、高度情報化社会に必要な情報処理技術などを学習する。また、限りある資源を有効に利用していく高度循環型社会を構築するための技術が強く求められていることに鑑み、地球レベルでの環境保全のための幅広い技術も学習する。さらに、自己発案型デザイン科目によって、要素技術の統合化技術を養成する。これらの学習を通じて、将来、社会基盤整備に携わる際に直面する様々な問題に自らの判断において総合的に対処できる技術者・研究者を育成することを目標とする。

卒業後の進路は、官公庁、公社、道路、鉄道、電力・ガス、上下水道、建設、コンサルタント、重工、鉄鋼、材料（セメント、混和材料等）などが中心となる。

2.2 社会基盤環境工学プログラムの学習・教育目標

本プログラムの学習・教育目標は以下の通りである。

(1) プログラムの到達目標と成果

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養。
- (b) 技術が社会及び自然に及ぼす影響・効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解（技術者倫理）。

- (c) 数学，自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを活用できる能力。
- (d) 社会基盤環境工学プログラムの専門分野における知識とそれらを問題解決に応用できる能力。
- (e) 種々の科学，技術及び情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力。
- (f) 日本語による論理的な記述力，口頭発表力，討議等のコミュニケーション能力及び国際的に通用するコミュニケーション基礎能力。
- (g) 自主的・継続的に学習できる能力。
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め，まとめる能力。

(2) プログラムによる学習の成果（具体的に身に付く知識・能力・技能）

本プログラムでは，上記「(1) プログラムの到達目標と成果」をより具体化し，以下に示す (A)～(G) の学習・教育目標と評価基準を掲げている。

(A) 教養・視野の広さ

広範化，複雑化する社会や自然環境を，自然，人文，社会などの複数の科学的視点から観ることができるとする能力

1. 自然環境の現状と今後予想される環境問題を説明できる
2. 同一対象に関する異なる科学的知見が対立する例を示すことができる
3. 研究課題の解明に関連する複数の科学的知見を列挙できる

(B) 問題発見力

国際社会・地域社会における自然と人間とのかかわりを理解し，問題点を認識できる能力

1. 土木構造物と周辺環境の特徴を理解し，起こりうる自然現象や災害を列挙できる
2. 環境共生に対して土木技術が果たしてきた役割を説明できる
3. 研究課題に関連する既存技術を位置づけ，新規性を説明できる

(C) 問題構成力

問題を論理的に整理し，技術的問題を構成できる能力

1. 数学，物理学等の知識を用い，現象の主要な要素を支配する方程式系を選択できる
2. 多様性のある現象や災害などの事象を数理的に表現，理解できる
3. 研究対象となる現象を構成する主要要素を的確に説明できる

(D) 問題解析力

必要な情報を獲得し，技術的問題を抽象化，モデル化して，解析できる能力

1. 現象のモデル化に必要な情報を獲得できる
2. 数理的な手法を用いてモデルの解を求めることができる
3. 研究における解析手法の妥当性，信頼性を説明できる

(E) 評価力

複数の解決案を提案し，その結果を予測して，優劣を評価できる能力

1. 理論的に得られた解の実現象への適用性や限界を考察できる
2. 複数の代替案を設計し，結果を予測し比較できる
3. 研究から得られた知見や土木技術の適用性，限界，社会的な意義を説明できる

(F) 伝達する能力

提案する解決案の内容，合理性，効果，実行可能性を他人に伝達できる能力

1. 情報処理機器を用い，一定の品質を伴った正確な図，表，文章を作成できる

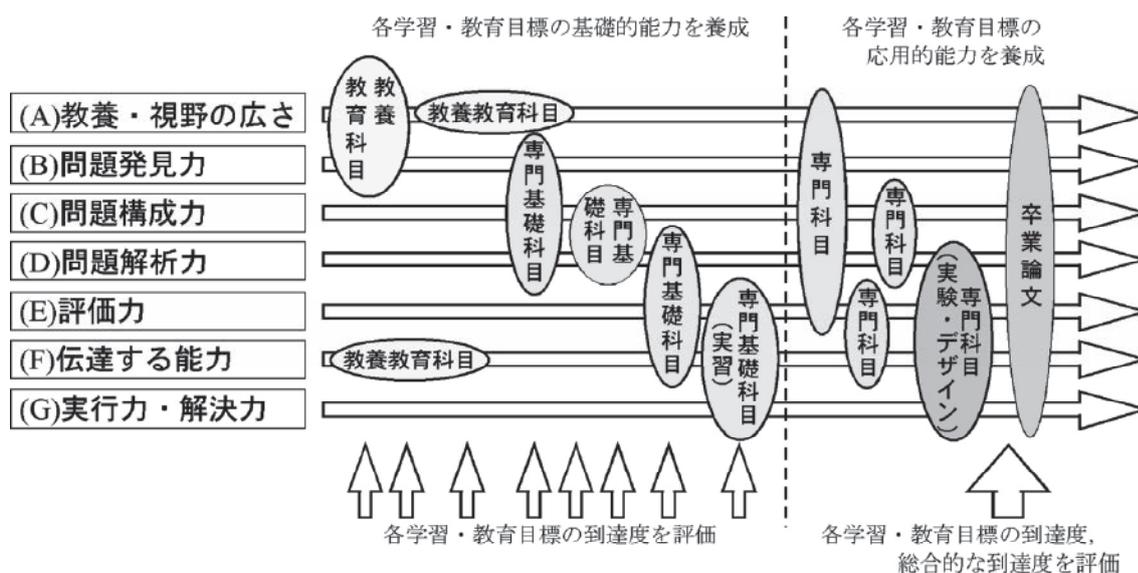
- 2. 討議，発表の場で自らの考えを他人に理解させることができる
 - 3. 英語を用いて基礎的なコミュニケーションを行うことができる
- (G) 実行力・解決力

(A)～(F)を総合的に駆使して，問題解決のプロセスを実行できる能力。以上のプロセスを体得し，問題解決力を自発的・継続的に高める能力

- 1. グループでの分担を考え，計画的に仕事を進めることができる
- 2. 問題解決プロセスを評価し，改善提案を行うことができる
- 3. より複雑な課題に答えるために学ぶべき知識を自ら見出すことができる

本プログラムでは各基準の達成水準を，対応科目の達成目標としてより具体化してシラバスに示し，科目ごとに達成度を厳正に評価することを通じて，結果として客観的に評価することを目指している。また卒業論文に，それぞれの学習・教育目標の総合的評価としての位置づけを持たせており，日ごろの口頭試問や発表，質疑応答，作成された論文の内容，英文要旨，中間発表会，最終発表会を通じて，総合的に評価を行うこととしている。

各学習目標とカリキュラムの構造との関係は下図の通りである。



各学習・教育目標と科目間の関連，到達度評価との関連

2.3 社会基盤環境工学プログラムのカリキュラム

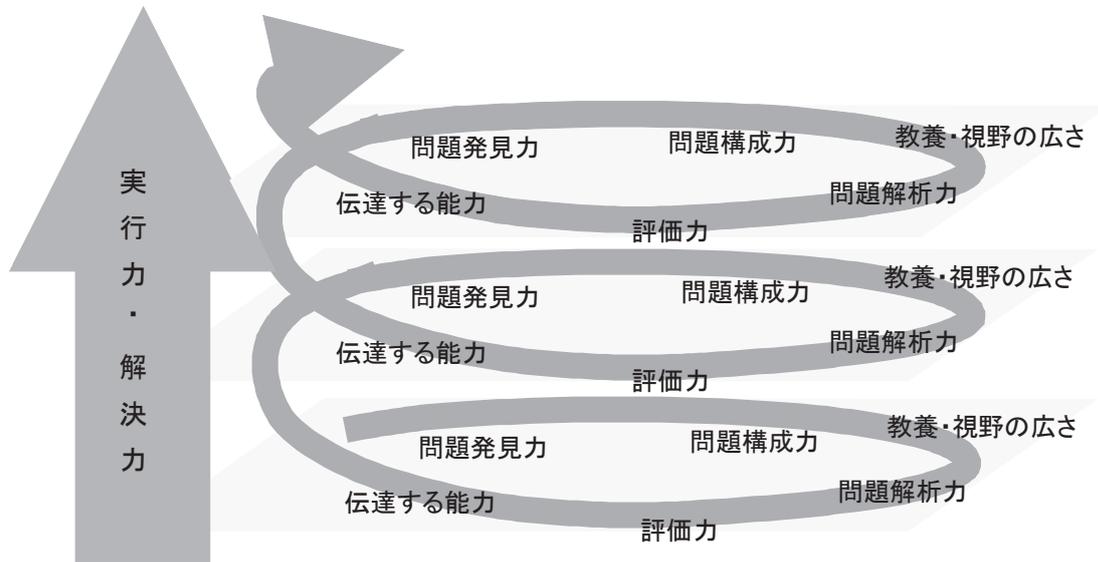
1年次においては，必修及び選択必修から構成されるコアとなる科目を修得する。これらの科目は，語学，情報科目，理数系科目，本プログラムの導入科目，その他の一般教養科目から構成されている。

次いで，2年次においては，専門分野の基礎となる必修科目，選択必修科目①，②のコア科目を修得する。これらの科目は，2プログラム共通の専門基礎科目となるものである。

さらに，3年次においては，専門性の高い応用科目を修得するとともに，実験・デザイン科目を通して，より高度な知識と能力を養成する。

最後に，4年次において，卒業研究を行う過程において，学習教育目標 A～G の能力を伸長する。

本プログラムでは、教養科目群、専門基礎科目群及び専門科目群によって、次に図示するような能力の継続的な伸長を図る工夫がなされている。



学習教育目標の伸長過程

2.4 社会基盤環境工学プログラムの研究室配属及び卒業研究

2.4.1 研究室配属

卒論着手要件に基づき、卒業論文着手判定会議において「着手可能」と判断された学生は、配属説明会で配属先を決定する。原則として、研究室配属の決定は学生各自の希望に基づいて行われる。ただし、教育指導上の理由により各教育科目に所属できる学生数に制限を設けており、希望が偏った場合は人数調整を行う。

2.4.2 卒業研究

卒業研究の進め方は所属教育科目の研究テーマにより異なるが、文献調査に始まり、ゼミ、調査、実験等を行いながら指導教員の指導のもとに各自で積極的に研究に取り組む。

成績評価の方法は次の通りである。

- (1)指導教員は、学生が作成した研究日誌、ゼミ資料、研究ノート、関連文献集、実験報告書等を参考に、問題解決力を自発的・継続的に高める形で日常的に学習時間が確保され、研究が実施されていることを適宜確認し、年間の学習・研究態度の評価を行う。
 - (2)主査及び副査は、提出された論文に基づいて到達度を評価する。
 - (3)さらに中間発表会及び最終発表会において複数名の出席教員により、到達度を中心に評価を行う。
- 以上 (1) (2) (3)の全てにおいて 60%以上の評価を得たものを合格とし、単位を与える。

3. 建築プログラムの紹介

3.1 建築プログラムの特色

建築プログラムでは、建築物及びそれを取りまく環境の創造について工学的に教育する。すなわち、建築設計とそれに関連する都市・地域の計画を扱い、1個の住宅から共同住宅、様々な商店や事務所ビルなどの業務用建築、集会ホール、体育館、スタジアムなど、多岐にわたる建築物の計画的、環境・設備的、構造的な設計とそれらの配置を課題としている。その中心目標は個々の人間と人間社会の営みにとって必要な空間を確保し制御することである。そこでは、建築物や景観の美しいデザインや使い勝手の良さなどの機能性が図られるばかりでなく、地震や火災、風水害などに対する安全性が確保される必要がある。さらには、地球環境に及ぼす負荷の減少や自然環境との共生、審美的な価値や快適性の向上についても検討されなければならない。工学的技術の進歩によって、これら種々の側面を一人の人間が全うすることは現代では困難であるが、建築プログラムでは、いずれかの分野に対する高い専門性と、分野を横断する総合的な能力を有する人材の育成を目指している。

3.2 建築プログラムの学習・教育目標

建築プログラムでは、以下に示す(A)～(I)の9つの学習・教育目標を掲げ、提供する講義をこれら目標と関連づけている。建築プログラムに配属された学生は、この学習・教育目標をよく理解し、達成することが求められる。

(A) 建築創造を通して平和な生活環境の実現に貢献できる地球人の育成

(平和な生活環境に貢献できる地球人の育成)

人類史上初の被爆という経験を有し、平和な世界を希求する広島において創立された本学の固有性を堅持しつつ、人類のさまざまな平和的営みを育む建築物や都市計画、環境構造物について総合的な理解ができ、共生的地球環境のあり方を常に念頭に置き、理想に向かって努力する健全な精神を備え、平和で豊かな生活を創造することに貢献する地球人を育成する。

(B) 社会の発展、人類の幸福に貢献できる人材の育成

(人類の幸福に貢献できる人材育成)

高度に発展した人類社会において、国際的な相互理解、相互協調のもとに、現代の文明と文化を理解し、平和的に技術活動ができ、数理科学、自然科学及び人工科学等の知識を駆使し、社会や環境に与える影響を予見しながら、資源と自然力を経済的かつ有効に活用し、人類の安全と利益及び地球社会の持続的発展に貢献できる能力を有する人材を育成する。

(C) 技術者として豊かな人格と倫理観を有する人材の育成

(技術者としての倫理観の育成)

人間社会の文化と福祉への洞察力を高め、その維持と改善のために工学技術を適切に用い、かつ工学技術が地球社会の環境と人間生活に及ぼす影響を的確に把握し、適切に対応することのできる、技術者としての豊かな人格と倫理感を有する人材を育成する。

(D) 建築学の工学的な基礎知識の習得 (工学的基礎知識の習得)

工学的な基礎となる数学、自然科学、情報技術に関する基本的知識を修得し、それを建築に応用できること。

(E) 建築学の総合的、個別的な専門知識・能力を有すること

(建築専門知識・能力の修得)

- イ) 建築・都市計画や建築歴史・意匠に関する専門知識や技術を学ぶと共に、建築デザインの理論と自ら創造する実践手法を体得し、建築設計、環境デザイン、都市計画、地域計画、住宅地計画、インテリア・デザイン等に関わる多面的な能力を有していること。
- ロ) 建築物の周辺環境、室内環境に関して、その物理的現象、心理的現象について実態を把握・予測するための専門知識を修得し、かつ建築設備及び都市環境を制御する設備・施設を計画、設計することのできる能力を有していること。
- ハ) 建築構造、材料、生産の各分野に関わる専門知識を学び、それぞれの立場からの建築物の設計、生産、維持、保全等に関する知識や技術を習得すると共に、建築関連諸領域の技術者と連携してそれらを実務に応用する基礎的能力を有していること。

(F) デザイン能力の育成 (デザイン能力の育成)

専門知識を利用して、社会から求められる課題を見出し、それを創造的、保全的に解決する手段、方法を構築する能力を有すること。

(G) コミュニケーション能力の育成 (コミュニケーション能力の育成)

独自に行った学習と研究を論理的に記述し、口頭で発表し、討論することのできるコミュニケーション能力及び基礎的な国際コミュニケーション能力を有すること。

(H) 永続的な自己啓発、研鑽が出来る能力の育成 (自己啓発、研鑽能力の育成)

建築学及びその関連領域において、急速に多様化する社会の要請を広い視野を持って的確に理解し、柔軟に対応できる素養を具備すること。また、本プログラム終了後、実務に就いた際に、生涯にわたって自ら新しい工学知識を学習し、永続的な自己啓発と研鑽ができる能力を備えていること。

(I) 的確で合理的な計画の立案と遂行能力の育成 (計画立案と遂行能力の育成)

与えられた建築的課題に対し、限られた手段の範囲で適切な計画を立て、合理的に実行することのできる能力を備えていること。

3.3 建築プログラムについて

指定科目を履修し修了後に一定の実務経験を経た後に一級建築士の受験資格を取得することができる。日本の建築家は世界で活躍し、人類の文化創造に貢献しているが、そこには幅広い知識と深い倫理観が求められている。とりわけ広島では平和な生活環境創造のための知恵が集積されている。広島の固有性を背景に、幅広い知識と教養を学習し、かつ生活環境創造のための工学知識と技術を教育する。また21世紀の持続可能な開発や情報化社会に対応した新しい建築物を自ら探求し、創造してゆくことのできる能力を育成する。建築設計・計画、建築環境・設備、建築構造、建築材料・生産の基本的な工学知識を基盤として、建築経済、建築行政等の実務に必要な知識、また芸術的な創造能力などを含め、総合的に学習する。卒業後は、住宅・文化施設・公共施設・産業施設等のあらゆる建築物の計画・設計・設備・構造・施工等に関連する技術者また建築家として、建築企業、住宅産業、建築設計事務所、自治体等において活躍でき、また大学院に進学して専門的な研究を深めることもできる。

3.4 建築プログラムのカリキュラム

学習・教育目標の具体的なイメージとそれを達成するために学ぶことが推奨される講義科目については、各講義のシラバスにその詳細が掲載されているので参照されたい。本便覧の履修指定に従いながら、履修する講義科目を計画的に選択することにより、各学習・教育目標を少しずつ達成していくことが求められる。

学習・教育目標(E) 建築の専門的知識・能力に関しては、授業科目一覧に講義の流れを示している。必修科目となっている建築設計製図Ⅰ～Ⅳは全ての講義科目の履修内容を活用する場となっており、建築構造力学Ⅰ・Ⅱは他の構造系講義の基礎となっている。

3.5 建築プログラムの卒業論文

卒業論文は多くの学習・教育目標に関わり、それまでに習得した知識と能力を総動員して取り組むべき重要な科目である。また、卒業のための最終試験的な意味合いも持っている。なお、建築プログラムでは学生の意思と成績によって、卒業論文に代えて卒業設計とすることができ、またその両方を実施することもできる。研究室への配属は学生の希望に基づき、最終的には建築プログラム担当教員の会議によって決定する。例年、3年次後期に仮配属を行い、卒業論文着手要件を満たしていることを確認した後、4年次初めに正式に決定する。

学 部 教 育

広島大学通則	学部 -1
広島大学工学部細則	学部-11
広島大学工学部履修手続及び試験について	学部-43
成績評価に対する異議申立制度について	学部-43
広島大学工学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準	学部-45
オフィス・アワー制度について	学部-45
外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	学部-46
広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例	学部-46
中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について	学部-47
「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について	学部-48
派遣学生の単位認定について	学部-49

広島大学通則

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 入学(第10条—第18条)
- 第3章 教育課程(第19条—第27条)
- 第4章 他の大学等における授業科目の履修(第28条—第31条)
- 第5章 休学及び退学(第32条—第35条)
- 第6章 転学部、転学科及び転学(第36条—第38条)
- 第7章 賞罰及び除籍(第39条—第43条)
- 第8章 卒業及び学位の授与(第44条—第46条)
- 第9章 授業料(第47条—第51条)
- 第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第52条—第54条)
- 第11章 厚生施設等(第55条・第56条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第2条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科

薬科学科

- 工学部 第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
第二類(電気電子・システム情報系)
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

情報科学部 情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、国際センターにおいて開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するとき、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。
(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。
(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。
(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。
(雑則)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学工学部細則

(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 広島大学工学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部及び類の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

類等	教育研究上の目的
本学部	<p>工学の目的は”具現化の探求”であり、もって人類の平和、発展、存続に寄与することである。すなわち、自然との調和の中で、社会における要請や課題を解決するための具体的方策を科学的な知識・技術に基づいて検討し、実現することである。</p> <p>本学部は、工学上の学術や技術に関する教育・研究を推進し、工学の目的を達成するための基礎能力・応用能力とともに社会性や自律性を備えた人材を育成して豊かな社会を作ることとする。グローバル化が加速する国際情勢、ますます厳しくなる環境問題、新しい価値の創造や急速な技術革新などの社会的課題を自ら敏感に察知し、それを解決できる論理的思考力を持ち、高度情報化等の進歩に的確に対応し、かつ、成果を内外に正しく発信できるコミュニケーション能力を備えた地域、日本、世界に貢献できる人材の育成を目指す。</p>
第一類 (機械・輸送・材料・エネルギー系)	<p>各種機械・機器の機能や構造の設計生産、輸送機械とそれを取り巻くシステムの総合的設計・運営、機械材料・複合材料の開発と加工技術、革新的な高効率エネルギー変換技術といった専門分野に立脚しつつも、新しい領域においては高度化・深化する先進要素技術を統合して問題解決を担うことができる人材を育成する。そのために、材料力学、機械力学、熱力学、流体力学(いわゆる四力学)などの基礎的科目を重視し、加えて機械システム、輸送システム、材料加工、エネルギー変換の各分野における専門性の高い科目の教育も行うとともに、英語によるコミュニケーション能力を向上させる。また、卒業研究を始めとした問題発見・設定・解決型の教育(PBL)を通じてコミュニケーション能力とリーダーシップを育成して、世界トップレベルの大学にふさわしい、平和で豊かな社会の持続的発展に寄与できる人材を育成する。</p>
第二類 (電気電子・システム情報系)	<p>電気エネルギーシステム制御や情報処理(電気分野)、半導体素子や集積回路(電子分野)、複合・複雑システムの解析・制御(システム分野)、ソフトウェアや情報処理理論(情報分野)等の専門分野に関する教育・研究を行う。全分野に共通する基礎的な知識・学力を習得させるとともに、いずれかの分野における専門的な知識・技術を、関連分野を含めて統合的に習得させる。これにより、現代社会を支える電子情報処理、通信、電気エネルギー、システム制御等の技術の発展に貢献し、さらには異分野との融</p>

	合を含む先端技術開発を通じて、地球環境と調和した快適な人間社会の実現に貢献できる人材を育成する。
第三類 (応用化学・生物工学・化学工学系)	応用化学，生物工学，化学工学の3つの専門分野を効果的に統合した教育・研究を行うことにより，高度な機能を持つ物質・材料の開発，発酵工学を基盤とした微生物のバイオテクノロジー，動植物の多様な機能を利用したバイオテクノロジーの開発，化学プロセスの設計・制御をはじめとして，環境の保全・浄化や資源エネルギーの開発等を含む幅広い基礎知識を習得させる。また，工学の諸分野の理解とともに，化学の高度な専門技術をバランス良く身に付けさせることで，地球環境問題を理解し，生活を豊かにする先端技術の創造とそれを基礎にした工業の開発・発展に貢献できる人材を育成する。
第四類 (建設・環境系)	自然環境や社会・経済活動に関する総合的な理解を基に，持続可能な社会の実現に不可欠な社会基盤施設や建築物の計画・設計・建設・維持管理，地震・豪雨等に対する防災・減災，水質・大気質・エネルギー等の地域・地球環境の保全等に携わる技術者を養成するための教育・研究を行うことを目的とする。そして，自主的な創造活動等を通じて総合的な判断力・実行力を習得した人材を養成する。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は，教養教育科目及び専門教育科目により，体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは，次の表のとおりとする。

類(系)	主専攻プログラム
第一類 (機械・輸送・材料・エネルギー系)	機械システムプログラム
	輸送システムプログラム
	材料加工プログラム
	エネルギー変換プログラム
第二類 (電気電子・システム情報系)	電気システム情報プログラム
	電子システムプログラム
第三類 (応用化学・生物工学・化学工学系)	応用化学プログラム
	生物工学プログラム
	化学工学プログラム
第四類 (建設・環境系)	社会基盤環境工学プログラム
	建築プログラム

3 入学時に類に配属されていない者は，1年次前期においては工学特別コースを履修し，1年次後期から類に配属されるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目及び履修方法は，教養教育科目履修規則及び別表第1に定めるとおりとする。

2 専門教育科目の授業科目及び履修方法は，別表第2に定めるとおりとする。

3 専門教育科目については，その学期に配当された授業科目の履修を原則とする。ただし，第3年次及び第4年次に限り授業担当教員が特に認めた場合は他の年次のものを履修することができ

る。

(主専攻プログラムの登録)

第5条 学生は、第3条第2項に規定する所属する類(系)の主専攻プログラムのうちから一つを選択し、登録するものとする。

2 前項の登録の時期は、第二類(電気電子・システム情報系)及び第四類(建設・環境系)は2年次前期、第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)及び第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)は2年次後期からとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本学部の他の類(系)の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、第23条に規定する転類の許可を得なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

5 主専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

(履修手続)

第6条 毎学期に開設する授業科目及び授業担当教員等は、その学期の始めに公示する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項に規定する期間以外にも、特別の事由がある場合、所定の手続により、学部長の許可を得て履修変更することができる。

第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第9条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第10条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の単位数については、別に定める。

(教育課程の修了)

第11条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に定める単位を修得することによる。

(単位の授与及び試験)

第12条 授業科目を履修した者には、試験の上、単位を与える。

2 試験は、科目試験及び論文試験とする。ただし、授業科目により、レポート、成果物等を試験の成績に代えることができる。

第13条 科目試験は、各学期に行う。

2 科目試験の日時及び方法は、授業担当教員が定める。

3 科目試験の成績は、0～100の整数値をもって判定し、60点以上を合格とする。

4 科目試験の判定結果は、原則として次の学期の始めに発表する。

第14条 論文試験は、卒業を予定される学期に行う。

2 論文試験は、卒業論文を着手している者に対して行う。

3 論文試験は、各類で実施し、口述試験をあわせて行うことがある。

4 論文試験の成績の判定は、当該類の教員の合議により前条第3項に準じて行う。ただし、履修基準に定める英語能力に関する基準を満たしていない者は不合格とする。

(単位数の計算の基準)

第15条 本学部で開設する授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び製図については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、工場見学、学外実習、卒業論文の授業科目の単位数については、別に定める。

(平均評価点等)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA: Grade Point Average)によって行う。

平均評価点 = ((秀の単位数×4 + 優の単位数×3 + 良の単位数×2 + 可の単位数×1) / (総登録単位数×4)) × 100

2 各評価の基準は、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とする。

(到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教育職員免許状)

第18条 学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状の授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	工業

2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第19条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第20条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教

育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第21条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第22条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転類)

第23条 学生が転類を志願するときは、所定の手続を経て、学部長に願い出なければならない。願出の時期は、学年末とする。

2 前項の願出については、教授会の議を経て、学部長が許可する。

3 転類についての必要な事項は、別に定める。

(登録プログラムの変更)

第24条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、本学部の他の類(系)の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、前条に規定する転類等の許可を得なければならない。

3 学生が他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第25条 本学部の卒業要件は、本学部に4年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(学士入学及び再入学)

第26条 通則第14条第1項又は第2項の規定により本学部に学士入学又は再入学を志願するときは、2月末日までに入学願書に必要書類及び検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

ただし、再入学については、本学退学後5年以上経過した者は、志願することができない。

2 通則第14条第1項の規定により学士入学を許可された者は、第3年次に入学するものとする。

3 前項により入学を許可された者の履修すべき授業科目は、当該者の属する年次の在学者に係る教育課程によるものとする。

(編入学)

第27条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(雑則)

第28条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

(略)

別表第1(第4条第1項関係)

工学特別コース

◎必修(履修時期指定)
○選択必修(いずれかで履修)
△自由選択(いずれかで履修)

科目区分		要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)	
						1年次 前期	
						1T	2T
平和科目		2		2	選択必修		○
大学教育 基礎科目	大学教育入門科目	2	大学教育入門	2	必修	◎	
	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	◎	
領域科目		4	人文社会科学系科目群	2	選択必修	○	
			自然科学系科目群	2			○
共通 科目	外国語 科目	英語 (注2・3)	コミュニケーション基礎	1	必修	◎	◎
			コミュニケーション I	2	必修	◎	◎
		初修外国語 (ドイツ語, フランス 語, 中国語のうちから 1言語選択)	ベーシック外国語 I から 2科目	1		選択必修	○
情報科目	2	情報活用基礎又は情報活用演習	2	選択必修		○	
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○	
基盤科目		7	微分積分学 I	2	必修	◎	
			線形代数学 I	2			◎
			数学演習 I	1			◎
			一般力学 I	2			◎
自由選択科目(注4)	(0~4)	全ての科目区分から		自由選択	△	△	
要修得単位数合計		26					

注1: 履修年次に記載の◎, ○, △のセメスター又はタームで単位を修得できなかった場合は, これ以降のセメスター又はタームで受講できる。なお, 授業科目により実際に開講するセメスター又はタームが異なる場合があるので, 毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I・II・III」の履修により修得した単位は, 卒業に必要な単位に含めることはできない。ただし, 海外語学研修については, 事前の申請によりコミュニケーション I, II, IIIとして単位認定が可能である。詳細については, 学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注3: 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については, 学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注4: 1年次後期からの配属類によって自由選択科目の必要単位数が異なるため, 1年次後期以降の修得が望ましい。

第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）

1. 主専攻プログラム及び配属

第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）では、以下の 4 つの主専攻プログラムを設けています。

- (1) 機械システムプログラム
- (2) 輸送システムプログラム
- (3) 材料加工プログラム
- (4) エネルギー変換プログラム

各主専攻プログラムへは、2 年次後期のはじめに、本人の希望と成績を考慮して配属されます。

2. 履修基準表

プログラム名		機械システムプログラム	輸送システムプログラム	材料加工プログラム	エネルギー変換プログラム
専門基礎科目	第一群 ※	必修科目の全単位(13 単位), 選択必修科目のうちから 2 単位以上, 自由選択科目を含めて計 16 単位以上	必修科目の全単位(15 単位)	必修科目の全単位(13 単位), 選択必修科目のうちから 2 単位以上, 自由選択科目を含めて計 16 単位以上	必修科目の全単位(13 単位), 選択必修科目のうちから 2 単位以上, 自由選択科目を含めて計 16 単位以上
	第二群 ※	必修科目の全単位(22 単位)	必修科目の全単位(17 単位)	必修科目の全単位(22 単位)	必修科目の全単位(22 単位)
専門科目		必修科目の全単位(8 単位), 選択必修科目のうちから 22 単位以上, 卒業論文 5 単位, 自由選択科目を含めて計 40 単位以上	必修科目の全単位(16 単位), 選択必修科目のうちから 24 単位以上, 卒業論文 5 単位, 自由選択科目を含めて計 46 単位以上	必修科目の全単位(14 単位), 選択必修科目のうちから 12 単位以上, 卒業論文 5 単位, 自由選択科目を含めて計 40 単位以上	必修科目の全単位(10 単位), 選択必修科目のうちから 20 単位以上, 卒業論文 5 単位, 自由選択科目を含めて計 40 単位以上
計		78 単位以上	78 単位以上	78 単位以上	78 単位以上

自由選択科目として次の科目を履修することができます。これらの修得単位は、卒業要件単位に含めることができます。

- ・所属プログラム以外の第一類専門科目
- ・他類の専門基礎科目と専門科目
- ・工学部共通科目

・中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目

※第一群，第二群に分類される授業科目は別表「第一類専門基礎科目」を参照すること。

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに，次の条件を満たしていること。

- (1) 教養教育科目 45 単位以上を修得していること。
- (2) 専門基礎科目第一群のうち，10 単位以上を修得していること。
- (3) 設計製図，CAD，工作実習の全必修単位を修得していること。
- (4) 機械工学実験Ⅰ，機械工学実験Ⅱ，機械創成実習の全必修単位を修得していること（輸送システムプログラムを除く）。
- (5) 輸送システムプログラムについては，輸送システム工学実験・解析法，船舶設計法とその実習，輸送システム工学プロジェクトの全必修単位を修得していること。
- (6) 専門基礎科目第二群の必修単位数 22 単位(輸送システムプログラムは 17 単位)のうち，18 単位(輸送システムプログラムは 14 単位)以上を修得していること。
- (7) 専門基礎科目及び専門科目の修得単位数の合計が 68 単位以上であること。

4. 卒業要件

次の単位を修得していること。

プログラム名	機械システム プログラム	輸送システム プログラム	材料加工 プログラム	エネルギー変換 プログラム
専門教育科目の卒業要件単位数(卒業論文 5 単位を含む。)	78 単位	78 単位	78 単位	78 単位
卒業要件単位数(教養教育科目 48 単位を含む。)	126 単位	126 単位	126 単位	126 単位

注：卒業論文の論文試験に合格するためには，3 年次以降に受験した英語能力に関する検定試験において，下記のいずれかを満たしている必要がある。

TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。) 450 点以上，TOEFL®-PBT 453 点以上，TOEFL®-iBT46 点以上取得又は工業英検 3 級に合格。

第一類 専門基礎科目

◎必 修
○選択必修
△自由選択

	授業科目	単位数	履修指定				毎週授業時数																備考		
			機械システム	輸送システム	材料加工	エネルギー変換	第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
							前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
							1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
第一群	応用数学 I	2	◎	◎	◎	◎			4																
	応用数学 II	2	◎	◎	◎	◎				4															
	応用数学 III	2	◎	◎	◎	◎					4														
	応用数理 A	2	○		○	○							4												
	応用数理 C	2	○	◎	○	○							4												
	確率・統計	2	◎	◎	◎	◎				4															
	応用数学総合	2	○		○	○									4										
	力学演習	1	△	△	△	△			4																
	工業力学	2	△	△	△	△				4															
	機械・輸送工学概論	2	◎	◎	◎	◎			4																
	第二群	技術英語演習	1	◎	◎	◎	◎				4														
工学プログラミング基礎		2	◎	◎	◎	◎					4														
材料力学 I		2	◎	◎	◎	◎				4															
機械力学 I		2	◎		◎	◎						4													
熱力学 I		2	◎	◎	◎	◎				4															
流体力学 I		2	◎	◎	◎	◎					4														
制御工学 I		2	◎	◎	◎	◎					4														
機械材料概論		2	◎	◎	◎	◎				4															
基礎材料加工学		2	◎	◎	◎	◎					4														
計算機プログラミング		2	◎	◎	◎	◎								4											
機械工学実験 I		1	◎		◎	◎								3	3										
機械工学実験 II		1	◎		◎	◎										3	3								
機械創成実習		1	◎		◎	◎										3	3								
設計製図		1	◎	◎	◎	◎			3	3															
CAD	1	◎	◎	◎	◎					3	3														
工作実習(a)	1	◎	◎	◎	◎			3	3																
工作実習(b)	1	◎	◎	◎	◎					3	3														

※1 工作実習(a), (b)は、いずれか一方のみしか履修できない。

学部

第一類 専門科目
(機械システムプログラム)

◎必 修
○選択必修
△自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考	
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次					
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T		
機械材料Ⅰ	2	○										4								
機械材料Ⅱ	2	○																	4	
材料強度学	2	△																	4	
成形加工学Ⅰ	2	△										4								
成形加工学Ⅱ	2	△												4						
材料科学	2	○										4								
機械加工学	2	◎											4							
流体力学Ⅱ	2	○											4							
伝熱学Ⅰ	2	○										4								
燃焼工学	2	△												4						
内燃機関	2	△													4					
データ処理および数値解析	2	○										4								
弾塑性力学	2	○											4							
計算固体力学	2	○																	4	
数理最適化	2	△										4								
材料力学Ⅱ	2	○										4								
機構運動学	2	○											4							
機械力学Ⅱ	2	○												4						
制御工学Ⅱ	2	○										4								
電気・電子工学	2	○											4							
メカトロニクス	2	○													4					
計測工学	2	◎											4							
メカニカルシステム制御	2	○											4							
データ構造とアルゴリズム	2	○																	4	
生産システム	2	◎												4						
要素設計Ⅰ	2	◎										4								
要素設計Ⅱ	2	○												4						
機械設計	2	○													4					
信頼性工学	2	△												4						
システム工学	2	○											4							
インターンシップ	1	○													3	3				
卒業論文	5	◎																		

第一類 専門科目
(輸送システムプログラム)

◎必修
○選択必修
△自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考	
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次					
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T		
電気・電子工学	2	○								4										
計測工学	2	○							4											
信頼性工学	2	△										4								
輸送システム工学実験・解析法	2	◎										6								
船舶設計法とその実習	2	◎								6										
輸送システム工学プロジェクト	4	◎											4	4						
輸送流体力学	2	◎							4											
構造力学	2	◎						4												
運動学基礎	2	◎						4												
プロジェクトマネジメント	2	◎						4												
航空機設計法とその実習	2	○										6								
構造解析・設計	2	○											4							
弾性力学	2	○								4										
振動学	2	○								4										
大規模システム計画学	2	○											4							
リモートセンシング	2	○										4								
自然エネルギー利用工学	2	○												4						
粘性流体と乱流の力学	2	○								4										
海洋大気圏システム	2	○											4							
数理最適化	2	○						4												
輸送機器論Ⅰ	1	○								2										
輸送機器論Ⅱ	1	○									2									
輸送機器論Ⅲ	1	○									2									
物流システム	2	○												4						
インターンシップ	1	△											3	3						
卒業論文	5	◎																		

学部

第一類 専門科目
(材料加工プログラム)

◎必修
○選択必修
△自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考	
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次					
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T		
機械材料Ⅰ	2	◎									4									
機械材料Ⅱ	2	○																	4	
材料強度学	2	◎																	4	
成形加工学Ⅰ	2	◎									4									
成形加工学Ⅱ	2	○																	4	
材料科学	2	◎										4								
機械加工学	2	◎										4								
初級電磁気学	2	○										4								
量子物理	2	△											4							
化学物理	2	△											4							
流体力学Ⅱ	2	○											4							
熱力学Ⅱ	2	△											4							
伝熱学Ⅰ	2	◎										4								
伝熱学Ⅱ	2	△											4							
燃焼工学	2	△											4							
統計熱力学	2	△																	4	
内燃機関	2	○																	4	
プラズマ工学	2	△											4							
データ処理および数値解析	2	○																	4	
弾塑性力学	2	◎											4							
計算固体力学	2	○																	4	
材料力学Ⅱ	2	○										4								
機構運動学	2	○											4							
機械力学Ⅱ	2	△											4							
制御工学Ⅱ	2	△											4							
電気・電子工学	2	○											4							
メカトロニクス	2	○																	4	
計測工学	2	○																	4	
光計測	2	○																		
メカニカルシステム制御	2	△											4							
データ構造とアルゴリズム	2	△																	4	
生産システム	2	△																	4	
要素設計Ⅰ	2	○											4							
要素設計Ⅱ	2	△											4							
機械設計	2	△																	4	
システム工学	2	○											4							
信頼性工学	2	○																	4	
交通機械	2	○											4							
リモートセンシング	2	△																	4	
インターンシップ	1	○																	3	3
卒業論文	5	◎																		

第一類 専門科目
(エネルギー変換プログラム)

◎必 修
○選択必修
△自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考		
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
			前期	後期	3T	4T	前期	後期	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
初級電磁気学	2	◎					4														
量子物理	2	◎					4														
化学物理	2	○									4										
流体力学Ⅱ	2	◎					4														
圧縮性流体力学	2	○								4											
計算流体力学	2	○											4								
流体機械	2	○														4					
熱力学Ⅱ	2	○					4														
統計熱力学	2	○											4								
伝熱学Ⅰ	2	◎					4														
伝熱学Ⅱ	2	○								4											
燃焼工学	2	○								4											
基礎反応解析	2	○										4									
内燃機関	2	○											4								
蒸気動力	2	○											4								
プラズマ工学	2	○										4									
データ処理および数値解析	2	○					4														
放射線工学	2	○														4					
原子力工学	2	○														4					
弾塑性力学	2	○								4											
計算固体力学	2	○														4					
電気・電子工学	2	○								4											
計測工学	2	◎					4														
光計測	2	○														4					
要素設計Ⅰ	2	○					4														
自然エネルギー利用工学	2	○														4					
インターンシップ	1	△											3	3							
機構運動学	2	△								4											
システム工学	2	△								4											
材料力学Ⅱ	2	△					4														
交通機械	2	△					4														
制御工学Ⅱ	2	△					4														
材料科学	2	△						4													
要素設計Ⅱ	2	△							4												
機械材料Ⅰ	2	△								4											
機械力学Ⅱ	2	△								4											
機械加工学	2	△									4										
信頼性工学	2	△									4										
生産システム	2	△									4										
成形加工学Ⅰ	2	△									4										
成形加工学Ⅱ	2	△										4									
メカニカルシステム制御	2	△								4											
機械設計	2	△										4									
機械材料Ⅱ	2	△											4								
材料強度学	2	△												4							
メカトロニクス	2	△											4								
卒業論文	5	◎																			

学
部

第二類（電気電子・システム情報系）

1. 主専攻プログラム及び配属

第二類（電気電子・システム情報系）では、以下の2つの主専攻プログラムを設けています。

- (1) 電気システム情報プログラム
- (2) 電子システムプログラム

各主専攻プログラムへは、2年次のはじめに、本人の希望、成績を考慮して配属されます。主専攻プログラムに配属されるためには、1年次終了までに、教養教育科目と専門教育科目を合わせて34単位以上を修得していなければなりません。

2. 履修基準表

プログラム名	電気システム情報プログラム	電子システムプログラム
専門基礎科目	◎必修科目 23 単位, ○選択必修科目 4 単位以上, △自由選択科目	◎必修科目 21 単位, ○選択必修科目 2 単位以上, △自由選択科目
専門科目	◎必修科目(卒業論文 5 単位を含む。)20 単位, ○選択必修科目 14 単位以上, △自由選択科目	◎必修科目(卒業論文 5 単位を含む。)23 単位, ○選択必修科目 16 単位以上, △自由選択科目
計	77 単位以上	

自由選択科目として次の科目を履修することができます。これらの修得単位は、卒業要件単位に4単位まで含めることができます。

- ・所属プログラムの履修指定がない(無印)第二類専門基礎科目
- ・所属プログラム以外の第二類専門科目
- ・他類の専門基礎科目と専門科目
- ・工学部共通科目
- ・中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに、次の条件を満たしていること。

- (1) 修得すべき教養教育科目 48 単位を修得していること。
- (2) 卒業までに修得すべき専門基礎科目と専門科目(卒業論文を除く)のうち、未修得単位数が原則 4 単位以下であり、次の表に掲げる単位を修得していること。

プログラム名	電気システム情報プログラム	電子システムプログラム
必修科目の合計	34 単位以上	35 単位以上
必修科目と選択必修科目の合計	52 単位以上	53 単位以上
必修科目, 選択必修科目, 自由選択科目の合計	68 単位以上	

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数 77 単位(卒業論文 5 単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数 125 単位(教養教育科目 48 単位を含む。)を修得していること。

注：卒業論文の論文試験に合格するためには、3年次以降に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。

TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。) 450 点以上, TOEFL®-PBT453 点以上, TOEFL®-iBT 46 点以上取得又は工業英検 3 級に合格。

第二類 専門基礎科目

◎ 必修
○ 選択必修
△ 自由選択

授業科目	単位数	履指 電気システム情報	修定 電子システム	毎週授業時数																備考		
				第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
				1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
応用数学Ⅰ	2	◎	◎			4																
応用数学Ⅱ	2	○	◎				4															
応用数学Ⅲ	2	◎	◎					4														
離散数学Ⅰ	2	○					4															(情報科学部)
応用数学総合	2	○	○					4														
応用数理A	2	△									4											
応用数理C	2	△	○							4												
確率・統計	2	◎	△				4															
技術英語演習	1	◎	◎										4									
エネルギーと情報システム概論	2	◎	◎			4																
回路理論Ⅰ	2	◎	◎			4																
プログラミングⅠ	2	◎	◎				2	2														
プログラミングⅡ	2	◎	○					2	2													
プログラミングⅢ	2	△								2	2											(情報科学部)
電気工学基礎実験Ⅰ	2	◎	◎				10	10														いずれかの タームで受講
電気工学基礎実験Ⅱ	2	◎	◎					10	10													いずれかの タームで受講
電気電子システム工学実験Ⅰ	2	◎	◎							10	10											いずれかの タームで受講
電気電子システム工学実験Ⅱ	2	◎	◎									10	10									いずれかの タームで受講

学部

第二类 専門科目
(電気システム情報プログラム)

◎ 必修
○ 選択必修
△ 自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考		
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
電気磁気学Ⅰ	2	○					4														
電気磁気学Ⅱ	2	△						4													
電気磁気学演習Ⅰ	1	△					2														
電気磁気学演習Ⅱ	1	△						2													
高電圧工学	1	△												2							
半導体デバイス・回路基礎*	2	△					(4)					4									
電気電子計測	2	△										4									
過渡現象論	2	○						4													
回路理論Ⅱ	2	◎					4														
電子回路	2	◎							4												
電気回路演習	1	◎					2														
エネルギー発生・変換	2	○							4												
電力システム基礎	2	○								4											
電力システム工学	2	○												4							
パワエレ電動機制御	2	△												4							
原子力工学	2	△												4							
電子機器	2	△														4					
電気法規施設管理	1	△																2			
システム制御Ⅰ	2	◎					4														
システム制御Ⅱ	2	○							4												
信号処理工学	2	◎								4											
計測制御演習	1	◎						2													
生体電気工学	2	○									4										
ロボット工学	2	○										4									
通信工学	2	△										4									
電気通信法規	2	△													4						
数理計画法	2	◎				4															
確率論基礎	2	◎							4												(情報科学部)
シミュレーション工学	2	○						4													
システム計画管理演習	1	◎									2										
意思決定論	2	○												4							
生産管理論	2	○											4								
社会システム工学	2	△								4											
デジタル回路設計*	2	△					(4)					4									(情報科学部)
ソフトウェア工学*	2	△					(4)				4										(情報科学部)
人工知能と機械学習	2	△										4									(情報科学部)
計算機ネットワーク	2	△											4								(情報科学部)
アルゴリズムとデータ構造*	2	△					(4)					4									(情報科学部)
ヒューマンコンピュータインタラクション	2	△											4								(情報科学部)
計算理論	2	△								4											(情報科学部)
確率モデリング*	2	△						(4)					4								(情報科学部)
卒業論文	5	◎																			

*2年, 3年いずれで履修しても良い。

第二類 専門科目
(電子システムプログラム)

◎必 修
○選択必修
△自由選択

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考	
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次					
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T		
電気磁気学 I	2	◎					4													
電気磁気学 II	2	◎						4												
電気磁気学演習 I	1	◎					2													
電気磁気学演習 II	1	◎						2												
電磁波伝送工学	2	○										4								
電子物性基礎	2	◎					4													
量子力学	2	◎							4											
熱・統計力学	2	○										4								
固体物性論	2	○										4								
ナノテクノロジー	2	○												4						
半導体デバイス・回路基礎	2	◎					4													
固体電子工学	2	◎							4											
半導体デバイス工学	2	○										4								
光半導体素子工学	2	○											4							
電子材料工学	2	○												4						
電気電子計測	2	○										4								
過渡現象論	2	○						4												
論理システム設計	2	◎					4													
CMOS論理回路設計	2	○										4								
半導体プロセス工学	2	○											4							
CMOS集積化設計工学	2	○												4						
回路理論 II	2	○					4													
電子回路	2	◎										4								
エネルギー発生・変換	2	△										4								
電力システム基礎	2	△										4								
システム制御 I	2	△					4													
システム制御 II	2	△										4								
信号処理工学	2	△										4								
生体電気工学	2	△											4							
ロボット工学	2	△												4						
通信工学	2	△												4						
デジタル回路設計	2	△							4											(情報科学部)
計算機構成論	2	△								4										(情報科学部)
データベース	2	△								4										(情報科学部)
計算機ネットワーク	2	△												4						(情報科学部)
アルゴリズムとデータ構造	2	△						4												(情報科学部)
ヒューマンコンピュータインタラクション	2	△												4						(情報科学部)
卒業論文	5	◎																		

学部

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）

1. 主専攻プログラム及び配属

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）では、以下の3つの主専攻プログラムを設けています。

- (1) 応用化学プログラム
- (2) 生物工学プログラム
- (3) 化学工学プログラム

各主専攻プログラムへは、2年次後期のはじめに、本人の希望、成績を考慮して配属されます。主専攻プログラムに配属されるためには、専門基礎科目の中の必修科目(基礎化学実験及び技術英語演習を除く。)合計18単位のうち16単位以上を修得し、かつ、教養教育科目を含めて合計60単位以上を修得しなければなりません。

2. 履修基準表

プログラム名	応用化学プログラム	生物工学プログラム	化学工学プログラム
専門基礎科目	31 単位以上(必修 23 単位を含む。)		
専門科目	必修科目(卒業論文 5 単位を含む。)33 単位, 選択必修科目 8 単位以上, 自由選択科目 10 単位以上	必修科目(卒業論文 5 単位を含む。)31 単位, 選択必修科目 8 単位以上, 自由選択科目 12 単位以上	必修科目(卒業論文 5 単位を含む。)33 単位, 選択必修科目 8 単位以上, 自由選択科目 10 単位以上
計	82 単位以上		

自由選択科目として次の科目を履修することができます。これらの修得単位は、卒業要件単位に含めることができます。他の類の授業科目を自由選択科目の単位数に参入したい場合は、あらかじめ第三類教務委員又はチューターの許可を得なければなりません。

- ・所属プログラム以外の第三類専門科目
- ・工学部共通科目
- ・中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに、次の条件を満たしていること。

- (1) 外国語 8 単位及び履修すべき実験科目と実習科目(基盤科目の実験と実習も含む。)をすべて修得していること。
- (2) 修得総単位数(教養教育科目を含む。)が 115 単位(ただし、化学工学プログラムは、化学工程設計を除き 112 単位)以上であり、そのうち専門基礎科目と専門科目を合計した修得単位数が 69 単位(ただし、化学工学プログラムは、化学工程設計を除き 66 単位)以上であること。

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数 82 単位(卒業論文 5 単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数 126 単位(教養教育科目 44 単位を含む。)を修得していること。

注：卒業論文の論文試験に合格するためには、3年次以降に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。

TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。) 450 点以上, TOEFL®-PBT 453 点以上, TOEFL®-iBT 46 点以上取得又は工業英検 3 級に合格。

第三類 専門基礎科目

◎ 必修

授 業 科 目	単 位 数	履修指定			毎 週 授 業 時 数																備 考
		応 用 化 学	生 物 工 学	化 学 工 学	第1年次				第2年次				第3年次				第4年次				
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
					1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	
応用数学Ⅰ	2	◎	◎	◎			4														
応用数学Ⅱ	2	◎	◎	◎					4												
応用数学Ⅲ	2													4							
工学プログラミング基礎	2	◎	◎	◎					4												
確率・統計	2												4								
技術英語演習	1	◎	◎	◎								4									
環境科学基礎論	2						4														
化学工学量論	2	◎	◎	◎						4											
基礎有機化学Ⅰ	2	◎	◎	◎			4														
基礎有機化学Ⅱ	2								4												
物理化学Ⅰ	2	◎	◎	◎						4											
生物化学Ⅰ	2	◎	◎	◎						4											
基礎化学実験	4	◎	◎	◎							12	12									
基礎無機化学	2	◎	◎	◎				4													
分析化学	2	◎	◎	◎					4												
基礎生命科学	2						4														
応用化学・化学工学・生物工学概論	2									4											
基礎工業概論	2									4											

学
部

第三類 専門科目
(応用化学プログラム)

◎必 修
○選択必修

授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数																備 考		
			第 1 年 次				第 2 年 次				第 3 年 次				第 4 年 次						
			前 期		後 期		前 期		後 期		前 期		後 期		前 期		後 期				
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
無機化学	2	◎										4									
専門有機化学I	2	◎						4													
有機化学演習	1	◎													4						
物理化学演習	1	◎													4						
専門有機化学II	2	◎							4												
物理化学II	2	◎						4													
化学実験I	4	◎									12	12									
化学実験II	4	◎											12	12							
専門有機化学III	2	◎									4										
量子化学 I	2	◎							4												
量子化学 II	2	◎									4										
専門有機化学IV	2	○											4								
量子化学III	2	○											4								
反応速度論	2	○										4									
錯体化学	2	○									4										
有機構造解析	2	○										4									
触媒化学	2	○											4								
高分子合成化学	2	◎									4										
物理化学III	2	○									4										
電気化学	2												4								
固体化学	2	○										4									
無機工業化学	1														2						
高分子工業化学	2												4								
生物有機化学	2										4										
化学工学演習 I	2							4	4												
基礎化学工学	2							2	2												
グリーンテクノロジー	2														4						
再資源工学	2														4						
技術と倫理	2	◎														4					※1
卒業論文	5	◎																			

※1 集中講義

第三類 専門科目
(生物工学プログラム)

◎必 修
○選択必修

学
部

授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数																備 考		
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
生物工学実験Ⅰ	4	◎										12	12								
生物工学実験Ⅱ	4	◎												12	12						
微生物学Ⅰ	2	◎							4												
微生物学Ⅱ	2	◎									4										
分子生物学Ⅰ	2	◎							4												
分子生物学Ⅱ	2	◎									4										
生物化学Ⅱ	2	◎						4													
生物化学Ⅲ	2	◎									4										
酵素化学	2	○						4													
生物有機化学	2	○									4										
発酵工学	2	◎									4										
培養技術論	2	◎										4									
糖鎖・免疫工学	2	○													4						
分子生物学Ⅲ	2	○													4						
遺伝子・タンパク質工学	2	○													4						
情報分子生物学	2	○											4								
応用生物工学	2	○											4								
生物工学討論	2	◎											2	2							
食品プロセス工学Ⅰ	1											2									
食品プロセス工学Ⅱ	1													2							
発酵プロセス工学Ⅰ	1														1	1					
発酵プロセス工学Ⅱ	2											4									
発酵プロセス工学Ⅲ	1													2							
物理化学Ⅱ	2							4													
反応速度論	2	○										4									
有機構造解析	2											4									
専門有機化学Ⅳ	2												4								
化学工学演習Ⅰ	2	○						4	4												
基礎化学工学	2	○						2	2												
グリーンテクノロジー	2													4							
再資源工学	2													4							
卒業論文	5	◎																			

第三類 専門科目
(化学工学プログラム)

◎必 修
○選択必修

授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数																備 考						
			第 1 年次				第 2 年次				第 3 年次				第 4 年次										
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期								
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T							
化学工学実験	3	◎														9	9								
化学装置設計・実習	2	◎											4	4											
流動論	2	◎											4												
伝熱論	2	◎													4										
物質移動論	2	◎											2	2											
化学工学熱力学	2	◎											2	2											
反応工学	2	◎													4										
粉体工学	2	◎											4												
化学工程設計	3	◎																6	6						
基礎化学工学	2	◎							2	2															
材料力学	2	○											4												
化学工学演習Ⅰ	2	○						4	4																
化学工学演習Ⅱ	2	○										4	4												
化学工学演習Ⅲ	2	○												4	4										
化学工学熱力学演習	1	○										2	2												
化工数学	2	○						4																	
材料科学	2	○							4																
プロセス制御工学	2	○										4													
数値計算法	2															4									
化学プロセスと工学倫理	2	◎																6							
化学工業プロセス	2																	6							
腐食防食	2														4										
グリーンテクノロジー	2															4									
再資源工学	2	◎														4									
無機化学	2											4													
物理化学Ⅱ	2	◎						4																	
反応速度論	2												4												
高分子合成化学	2												4												
電気化学	2														4										
生物化学Ⅱ	2							4																	
発酵工学	2												4												
応用生物工学	2														4										
卒業論文	5	◎																							

第四類（建設・環境系）

1. 主専攻プログラム及び配属

第四類（建設・環境系）では、以下の2つの主専攻プログラムを設けています。

- (1) 社会基盤環境工学プログラム
- (2) 建築プログラム

各主専攻プログラムへは、2年次のはじめに、本人の希望、成績を考慮して配属されます。

2. 履修基準表

プログラム名	社会基盤環境工学プログラム	建築プログラム
専門基礎科目	必修科目の全 31 単位及び選択必修科目①のうち 6 単位以上、選択必修科目②のうち 3 単位以上、選択科目③のうち 2 単位以上を含めて合計 44 単位以上	必修科目の全 23 単位及び選択必修科目のうちから 23 単位以上を含めて 46 単位以上。ただし、選択必修科目については、㉑から 4 単位以上、㉒から 3 単位以上、㉓から 6 単位以上、㉔から 1 単位以上修得すること。
専門科目	必修科目(卒業論文を含む。)の全 9 単位、選択必修科目のうちから 17 単位以上、自由選択科目を含めて 30 単位以上	必修科目(卒業論文を含む。)の全 15 単位及び選択必修科目のうちから 4 単位以上を含めて 25 単位以上。ただし、選択必修科目㉕から 2 単位以上修得すること。
合計	79 単位以上	81 単位以上

上記以外に次の科目を履修することができます。これらの修得単位は、卒業要件単位に含めることができます。

- ・所属プログラム以外の第四類専門科目
- ・他類の専門基礎科目と専門科目
- ・工学部共通科目
- ・中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目

3. 卒業論文着手要件

卒業論文の着手資格は、卒業予定年度のはじめに、各プログラムにおいて以下の基準に従い判断されます。

(社会基盤環境工学プログラム)

- (1) 履修すべき教養教育科目 46 単位を修得していること。
- (2) 専門基礎科目の必修科目 31 単位のうち 27 単位以上を修得していること。
- (3) 専門基礎科目の選択必修科目①の 12 単位中 6 単位以上及び選択必修科目②の 4 単位中 3 単位以上、選択科目③のうち 2 単位以上を修得していること。
- (4) 社会基盤環境工学実験と社会基盤環境デザインを修得していること。
- (5) 卒業までに修得すべき専門教育科目の合計単位数（卒業論文 5 単位を除く。）のうち、未修得科目の合計単位数が 10 単位以下のこと。

(建築プログラム)

- (1) 履修すべき教養教育科目 46 単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目の専門基礎科目より 38 単位以上（必修科目のすべてを含む。）を修得していること。

- (3) 建築設計製図Ⅲ・Ⅳを修得していること。
- (4) 卒業までに修得すべき専門基礎科目と専門科目（卒業論文 5 単位を除く）の合計単位数のうち、未修得単位数が 10 単位以下のこと。

4. 卒業要件

(社会基盤環境工学プログラム)

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数 79 単位(卒業論文 5 単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数 125 単位(教養教育科目 46 単位を含む。)を修得していること。

(建築プログラム)

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数 81 単位(卒業論文 5 単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数 127 単位(教養教育科目 46 単位を含む。)を修得していること。

注：卒業論文の論文試験に合格するためには、3 年次以降に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。

TOEIC®Listening & Reading テスト (TOEIC®Listening & Reading-IP テストを含む。) 450 点以上, TOEFL®-PBT-453 点以上, TOEFL®-iBT 46 点以上取得又は工業英検 3 級に合格。

第四類 専門科目
(社会基盤環境工学プログラム)

◎ 必修
○ 選択必修
△ 自由選択科目

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次				
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	
エネルギー原理と構造解析	2	○									4								
鉄筋コンクリート構造・演習	3	○									8								
地盤工学	2	○									4								
地盤防災学	2	○											4						
橋梁と耐震	2	○										4							
維持管理工学	2	△												4					
道路工学	2	△												4					
コンクリートの環境化学	2	△												4					
環境水理学	2	○									4								
河川工学	2	○											4						
海岸工学	2	○										4							
水文・水資源工学	2	△												4					
環境保全論	2	○											4						
生態工学	2	△												4					
気象学	2	△												4					
環境衛生工学・演習	3	○									8								
交通システム工学	2	○										4							
都市・地域計画学	2	○											4						
計算アルゴリズム演習	2	○											6						
社会基盤環境デザイン	2	◎											8						
社会基盤プロジェクトマネジメント	2	◎											4						
卒業論文	5	◎																	

学部

第四類 専門科目
(建築プログラム)

◎ 必修
○, ㊦ 選択必修

授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数																備考		
			第1年次				第2年次				第3年次				第4年次						
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
			1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T	1T	2T	3T	4T			
構造解析法	2	○											4								
耐震構造	2	○												4							
建築構造設計	2	○													6						
建築施工	2	㊦									4										
建築防災	2	○													4						
建築ゼミナールI	2											4									
鋼構造設計法	2	○									4										
現代建築史Ⅱ	2	○											4								
建築計画Ⅱ	2	○							4												
建築設備Ⅰ	2	◎									4										
建築設備Ⅱ	2												4								
建築設計製図Ⅲ	3	◎									9	9									
建築設計製図Ⅳ	3	◎											9	9							
建築設計製図Ⅴ	2	○													6	6					
芸術制作	2														6	6					
建築ゼミナールⅡ	2												4								
建築ゼミナールⅢ	1														1	1					
都市環境論	2											4									
平和都市・建築論	2	○											4								
サステイナブル・デザイン	1												1	1							
植生・生態学	1													2							
建築生産マネジメント	2	㊦											4								
建築倫理	2	◎												4							
卒業論文	5	◎																			

○広島大学工学部履修手続及び試験について

1. 履修手続きについて

- ア 広島大学工学部細則第6条, 第7条及び第19条による履修手続を各学期の指定する期間に完了してください。
- イ 履修手続きを怠ると, 単位の認定がされないので注意してください。また, 第12条, 第13条による科目試験は下記2～3により行います。
- ウ 各授業科目の履修手続等の詳細については, 各学期開始前に「My もみじ」電子掲示板または工学研究科支援室(工学部担当)掲示板により通知しますので, 各自必ず確認してください。
- エ 授業時間割は, 前・後期分を印刷したものを前期開始時に配布しますので, 後期の履修手続等のため大切に保管しておいてください。
- オ 履修登録をした授業科目については, 原則として全ての授業に出席してください。
なお, 専門教育において, 病気その他やむを得ない事情により授業を欠席する場合は, 工学研究科支援室(工学部担当)に理由を証明する書類(診断書等)を添えて, 「欠席届」(用紙は工学研究科支援室(工学部担当)にあります。)を提出することができます。ただし, 欠席理由(病気, クラブ活動, 就職活動, 忌引等)の如何を問わず, 当該授業科目の出欠の取扱いについては, 担当教員の判断によります。

2. 試験実施について

- ア 受験の際には学生証を必ず携行してください。
- イ 試験室では監督者の指示に従ってください。
- ウ 親族の死亡等により受験できなかった場合は, 理由証明書等を添えて授業担当教員へ速やかに申し出てください。

3. 不正行為について

専門教育科目の試験において不正行為を行った者は, 当該期の全ての専門教育科目の評価を「不可」とします。なお, 専門教育科目として登録した教養教育科目も, 専門教育科目として扱いません。併せて, 「広島大学学生懲戒規則」の定めるところによる懲戒処分が行われます。

4. 身体等に障害のある学生の履修について

総合科学部内の教養教育本部支援グループ窓口または工学研究科支援室(工学部担当)で, 履修の仕方について相談してください。

5. 学業成績の送付について

本学では, 学部学生の父母等に対して, 前年度までの単位修得状況及び当該年度前期に履修登録されている科目を, 入学翌年度から毎年5月末頃にお知らせすることになっています。

送付先は「学生情報登録シート」で届けられた「父母等の連絡先」になっていますので, 転居等により送付先が変更になった場合は, 速やかに届け出てください。

○成績評価に対する異議申立制度について

本学では, 厳正な成績評価に努めていますが, 学生への説明責任を果たすことを通じて, 成績評価の厳正さを高めるため, 成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は, 次の手順に従ってください。ただし, 理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目

- ・教育推進グループ 教養教育担当 【総合科学部事務棟 1F】
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科	総合科学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
文学部／文学研究科	文学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科 ／教育学研究科	教育学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
法学部・経済学部 昼間コース 社会科学研究科 （マネジメント専攻を除く）	社会科学研究科支援室（法学部・経済学部・大学院課程担当）
法学部・経済学部 夜間主コース 社会科学研究科 マネジメント専攻	東千田地区支援室（夜間学士課程・夜間大学院課程担当）
理学部／理学研究科	理学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ（医学部担当）
歯学部	霞地区学生支援グループ（歯学部担当）
薬学部	霞地区学生支援グループ（薬学部担当）
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ（大学院担当）
工学部	工学研究科支援室（工学部担当）
工学研究科	工学研究科支援室（大学院担当）
生物生産学部／生物圏科学研究科	生物圏科学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
情報科学部	工学研究科支援室（情報科学部担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生担当）
法務研究科	東千田地区支援室（法務研究科担当）
国際センター	国際交流グループ 【学生プラザ 3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

別紙

（略）

○広島大学工学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学工学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（工学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

○オフィス・アワー制度について

オフィス・アワー制度とは、教員が週のある曜日・時間を決めて研究室に在室し、学生はその曜日・時間には自由に教員研究室を訪れて、授業内容あるいは修学上の問題について質問・相談等を行うことができるという制度です。

各教員のオフィス・アワーの曜日・時間は、教員研究室の扉付近に表示されていますので、この制度を積極的に活用してください。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

(主旨)

第1条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学（私費の場合も含む）した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第2条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続き)

第3条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研究機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後1月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第4条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4単位までとする。

(研修の総時間数)

第5条 研修の総時間数は、最低30時間を満たさなくてはならない。

附 則

(略)

○広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例

広島大学工学部細則第10条第2項の規定に基づき、外国人留学生等が日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修した場合に、卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることのできる単位数は、次のとおりです。

1. 共通科目

外国語科目（英語） 6単位以内、又は

外国語科目（英語以外の外国語） 4単位以内

2. 自由選択科目

8単位以内

ただし、日本事情に関する授業科目は、外国語科目の単位に代えることはできません。

○中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について

1) 単位互換の制度について

中国・四国国立大学工学系学部は、相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として授業科目の単位相互協定を締結しています。

【協定締結大学・学部（8大学9学部）】

鳥取大学工学部，島根大学総合理工学部，岡山大学工学部，岡山大学環境理工学部，広島大学工学部，山口大学工学部，徳島大学工学部，香川大学工学部，愛媛大学工学部
単位互換とは，8大学9学部に在学する学生が，受入大学から提供されている授業科目を履修し，そこで取得した単位を，在学する大学で単位として認定しようとするものです。

また，この制度により受け入れられた学生は，「特別聴講学生」といいます。

2) 授業料等について

特別聴講学生に係る検定料，入学料，授業料は必要ありません。

ただし，講義・演習等にかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

3) 単位互換対象科目

協定締結大学が開設する全ての専門科目が対象科目です。

4) 受入人数及び履修科目の上限単位数

受入人数には，制限がありますので，履修できない場合があります。

5) 受講資格

8大学9学部 に在学する3・4年次の学生で，受入大学学部 が受講を許可した者とします。

6) 履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

7) 試験の実施方法

受験上の取扱い及び追試験・再試験の実施等については，受入大学の学則等によります。

8) 単位認定

受入大学学部の評価基準による成績通知に基づき，派遣（所属）大学学部の履修単位として認定されます。

9) 駐車許可証

原則として公共交通機関を利用してください。

「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成30年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成32年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（平成30年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，国際協力研究科，法務研究科

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

○派遣学生の単位認定について

平成27年7月15日 学部教務委員会了承

平成27年10月15日 学部代議員会承認

本学部が提供（関係）するプログラムにより海外へ派遣し、海外調査研究を行った学部学生の単位の認定方法は次により行う。

1. 認定する科目は、派遣期間により「海外調査研究（工学基礎）」1単位、または、「海外調査研究（工学応用）」2単位とし、いずれも事前学習、現地研修、事後学習により構成される。
2. 単位認定する科目は、派遣する前に国際交流委員会で決定する。
3. 成績の評価は「秀、優、良、可、不可」とする。
4. 平成27年度入学以前生については、修得単位を卒業要件単位に算入できない。
5. 平成28年度入学生からは、修得単位を履修基準に記載する工学部共通科目として卒業要件単位に算入できる。
6. 単位認定は、平成27年度に派遣した学部学生から行う。

規 則 関 係 等

学業に関する評価の取扱いについて	規則 -1
気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 -3
期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 -4
広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 -5
広島大学転学部取扱いに関する細則	規則 -6
広島大学工学部転類に関する取扱い内規	規則 -7
広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 -8
広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	規則- 9
身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則-10
広島大学学位規則	規則-13
広島大学学生交流規則	規則-16
広島大学研究生規則	規則-19
広島大学外国人研究生規則	規則-20
広島大学科目等履修生規則	規則-22

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

○気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から、特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は、その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は 3. のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市に対して発表された場合

(2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

(1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は、当該授業を実施できる。

(2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とすることかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第 4 適用

この取扱いは、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

(注)(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(略)

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることとはできない。

附 則

(略)

○広島大学工学部転類に関する取扱い内規

(平成10年11月12日学部制定)

(平成20年 3月 5日一部改正)

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学工学部細則第23条第3項の規定に基づき、広島大学工学部における転類の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転類は、本学部に在学する学生で、本学部教授会が、学生の適性上、転類させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、推薦入学した者及び編入学した者は、原則として転類を許可することができない。

3 転類又は転学部を志望するときは、申請はどちらか一つのみとする。

(手続)

第3条 転類を志望する学生は、転類願(別記様式1)を2月1日から2月10日までに所属類のチューター及び類長を経て学部長に提出しなければならない。

2 所属類のチューター及び類長は、転類を志望する学生から志望理由を聴取のうえ、転類調査書(別記様式2)を作成するものとする。

3 前項により作成した調査書は、2月末日までに学部長へ提出するものとする。

(選考方法)

第4条 転類は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、健康状態等を勘案のうえ、必要に応じて面接、筆記試験等を課して、総合的に判定する。

(許可の時期)

第5条 転類の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第6条 転類を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、類の意見を参考にして教授会において決定する。

(転類の制限)

第7条 転類を許可された学生は、特別な事由がない限り、再び転類を願い出ることにはできない。

附 則

(略)

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 6 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

(略)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記1及び2のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音, ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。

- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
 - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
 - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
 - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼
- 1 することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。
また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。
点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
 - * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な

方法については、本人と協議する。

- 3 * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- 4 * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- 5 * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- 6 * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- 7 * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(略)

広島大学学位規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)
- 第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)
- 第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)
- 第5章 雑則(第15条―第17条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

(略)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第 2 章 派遣学生

(取扱いの要件)

第 3 条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第 12 条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第 4 号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる 2 月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として 6 月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
 - (2) 在学証明書及び成績証明書
 - (3) 所属大学等の長の推薦書
 - (4) 医師の健康診断書
- (受入れの通知)

第 13 条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第 14 条 削除

(学業成績証明書の交付)

第 15 条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 of 学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 3 ターム 399,600 円
- (2) 4 ターム 532,800 円

5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(略)

広島大学研究生規則
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学金は、徴収しない。

(入学金)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学金84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらなると認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学金及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学金及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

(略)

広島大学外国人研究生規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
 - (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者
- 2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。
(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
 - (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書
- 2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第 8 条 外国人研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
 - (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- 2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。
- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学料及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

- (1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者
 - (2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者
 - (3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)
- 2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。
- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
 - (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
 - (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
 - (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

(略)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 条各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

(略)

資格取得関係

教育職員免許状の取得について	資格 -1
その他の資格について	資格 -4

○教育職員免許状の取得について

教員になるためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得する必要があります。

1. 教育職員免許状（工業）の単位修得方法【第一、二、三、四類】

ア 本学部の学生は、下記の要件を満たしていれば、教育職員免許法附則第11項の規定により、卒業と同時に高等学校教諭一種免許状（工業）を取得することができます。

- ・ 所定の教養教育科目（イ）の単位を修得すること。
- ・ 教科に関する科目（ウ）から57単位を修得すること。
- ・ 教科に関する科目「職業指導」2単位を修得すること。

イ 教養教育科目

次の表に掲げる科目の中から日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位を修得してください。

免許法施行規則に定める科目	本学の該当授業科目
日本国憲法	日本国憲法
体育	健康スポーツ科学、スポーツ実習A、スポーツ実習B
外国語コミュニケーション	コミュニケーションⅠA、コミュニケーションⅠB、 コミュニケーションⅡA、コミュニケーションⅡB
情報機器の操作	情報活用基礎、情報活用演習

ウ 教科に関する科目（工業の関係科目）

所属する類の下記に該当する専門教育科目（○印の付いている科目は必修科目）

第一類

○機械・輸送工学概論	○技術英語演習	工業力学	材料力学Ⅰ
機械力学Ⅰ	熱力学Ⅰ	流体力学Ⅰ	制御工学Ⅰ
機械材料概論	基礎材料加工学	計算機プログラミング	設計製図
CAD	材料力学Ⅱ	機械加工学	要素設計Ⅰ
制御工学Ⅱ	生産システム	輸送流体力学	構造力学
運動学基礎	弾性力学	リモートセンシング	大規模システム計画学
粘性流体と乱流の力学	数値最適化	統計熱力学	計測工学
機械材料Ⅰ	材料強度学	材料科学	流体力学Ⅱ
熱力学Ⅱ	伝熱学Ⅰ	燃焼工学	内燃機関

第二類

○エネルギーと情報システム概論	○技術英語演習	回路理論Ⅰ	電気工学基礎実験Ⅰ
電気工学基礎実験Ⅱ	電気電子システム工学実験Ⅰ	電気電子システム工学実験Ⅱ	電気磁気学Ⅰ
電気磁気学Ⅱ	電気磁気学演習Ⅰ	電気磁気学演習Ⅱ	半導体デバイス・回路基礎
電気電子計測	過渡現象論	回路理論Ⅱ	電子回路
電気回路演習	エネルギー発生・変換	電力システム基礎	電力システム工学
パワエレ電動機制御	システム制御Ⅰ	システム制御Ⅱ	信号処理工学
計測制御演習	生体電気工学	ロボット工学	数値計画法
シミュレーション工学	システム計画管理演習	意思決定論	生産管理論
社会システム工学	電磁波伝送工学	電子物性基礎	量子力学
熱・統計力学	固体物性論	ナノテクノロジー	固体電子工学
半導体デバイス工学	光半導体素子工学	論理システム設計	CMOS論理回路設計
半導体プロセス工学	CMOS集積化設計工学		

第三類

○基礎工業概論 化学工学演習Ⅰ 化学実験Ⅰ 専門有機化学Ⅳ 電気化学 高分子工業化学 生物学実験Ⅱ 応用生物学 分子生物学Ⅰ 食品プロセス工学Ⅱ 微生物学Ⅰ 伝熱論 反応工学 化学工学演習Ⅱ プロセス制御工学 腐食防食 技術と倫理	○技術英語演習 グリーンテクノロジー 化学実験Ⅱ 量子化学Ⅲ 固体化学 再資源工学 遺伝子・タンパク質工学 生物化学Ⅲ 酵素化学 発酵プロセス工学Ⅰ 化学工学実験 物質移動論 粉体工学 化学工学演習Ⅲ 数値計算法 環境科学基礎論	化学工学量論 基礎生命科学 量子化学Ⅱ 反応速度論 錯体化学 有機構造解析 糖鎖・免疫工学 分子生物学Ⅲ 生物学討論 発酵プロセス工学Ⅱ 化学装置設計・実習 化学工学熱力学 化学工程設計 化工数学 化学プロセスと工学倫理 培養技術論	分析化学 基礎化学工学 高分子合成化学 触媒化学 無機工業化学 生物学実験Ⅰ 発酵工学 微生物学Ⅱ 食品プロセス工学Ⅰ 発酵プロセス工学Ⅲ 流動論 化学工学熱力学演習 材料力学 材料科学 化学工業プロセス 情報分子生物学
---	---	---	---

第四類

○まちのかたちとくらし 材料力学 測量学 コンクリート工学 建築設計製図Ⅰ 建築行政 材料力学演習 社会基盤環境工学実験 鉄筋コンクリート構造 建築環境学Ⅰ 建築コンピュータ工学 鉄筋コンクリート構造・演習 コンクリートの環境化学 水文・水資源工学 社会基盤環境デザイン 建築構造設計 現代建築史Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 都市環境論	社会基盤技術と技術者の倫理 材料学 測量学実習 土の力学 建築設計製図Ⅱ 建築計画Ⅰ 構造力学演習 建築材料実験 地盤・建築基礎構造 建築環境学Ⅱ 鋼構造設計基礎 地盤工学 環境水理学 環境保全論 社会基盤プロジェクトマネジメント 建築施工 建築計画Ⅱ 建築設計製図Ⅳ 平和都市・建築論	科学技術英語演習 流体力学 構造力学 社会基盤計画学 建築構造力学Ⅰ 技術英語演習 水理学演習 建築一般構造 日本建築史 建築環境学演習 建築図学 地盤防災学 河川工学 環境衛生工学・演習 構造解析法 建築防災 建築設備Ⅰ 建築設計製図Ⅴ 建築生産マネジメント	計算アルゴリズム演習 環境科学基礎 水理学 建築材料 建築構造力学Ⅱ 学外実習 土の力学演習 建築物振動論 都市計画 現代建築史Ⅰ エネルギー原理と構造解析 橋梁と耐震 海岸工学 都市・地域計画学 耐震構造 鋼構造設計法 建築設備Ⅱ 建築ゼミナールⅢ
---	---	--	--

◎教育職員免許状（工業）取得のための必修科目（工学部開講）

授業科目	単位数	毎週授業時数								備考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前	後	前	後	前	後	前	後	
職業指導	2							2	2	教育職員免許状「工業」取得のための必修科目（教科に関する科目）

※ 上記は、教育職員免許法に定められた、教育職員免許状を取得するのに必要な授業科目です。
（注）教職科目は、卒業要件単位数には含まれません。

2. 免許状授与の申請手続

免許法第5条第1項の規定による免許状の授与については、工学研究科支援室（工学部担当）で書類を取りまとめの上、一括申請します。申請時期は10月頃で、詳細については掲示等でお知らせします。

なお、申請時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 教育職員免許状授与願 …所定の用紙
- ② 学力に関する証明書 …工学部学生支援室で作成する
- ③ 手数料振込証明書 …3,400円（11月末頃に納付書を配布し、学生個人で銀行振込）

※ 書類等は、授与を申請する免許状の種類ごとに必要です。

書類等の提出が遅れた場合・卒業後に免許状の授与を希望する場合は、個人で直接教育委員会へ申請してもらうこととなりますので、注意してください。

免許状の取得及びこれに係わる授業科目の修得方法について、不明な点があれば、工学研究科支援室（工学部担当）へ問い合わせてください。

○その他の資格について

技術士国家試験（技術士法第4～6条）（主務省庁 文部科学省）

工学部卒業者は第一次試験の共通科目が免除される。卒業者は第一次試験合格を経て、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は本試験を受けることができる。

JABEE 認定を受けた社会基盤環境工学プログラムの卒業生は、修習技術者および技術士補の資格を願い出により取得できる。また、技術士一次試験が免除される。

【公益社団法人 日本技術士会】<http://www.engineer.or.jp/gijutsusi/>

安全管理者（労働安全衛生規則第5条）（主務省庁 厚生労働省）

工学部卒業で3年以上産業安全の実務経験がある者は安全管理者に就任できる。

【労働安全衛生規則】<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000032.html>

ボイラー取扱主任者（ボイラーおよび圧力容器安全規則第101条）（主務省庁 厚生労働省）

卒業で在学中ボイラーに関する学科を修得した者で、卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地研修を得た者は、特級ボイラー技士試験を受験できる。

また1年以上の実地研修を経た者は、一級ボイラー技士試験を受験できる。

【財団法人 安全衛生技術試験協会】<http://www.exam.or.jp/>

自動車整備士（自動車整備士技能検定規則第18、19条）（主務省庁 国土交通省）

第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）卒業者は上記規則により、実務経験年数が半分ほどに短縮されて技能検定試験を受けることができる。

【社団法人 日本自動車整備振興会連合会】<http://www.jaspa.or.jp/>

無線技術士国家試験（無線従事者規則第7条）（主務省庁 総務省）

第二類（電気電子・システム情報系）の入学生で、在学中に、下表に示す授業科目を履修し条件を満たし卒業した者は、卒業の日から3年以内に限り第1級陸上無線技術士国家試験科目のうち「無線工学の基礎」の科目が免除される。

認定基準に関する授業科目	履修条件	認定基準に関する授業科目	履修条件
微分積分学Ⅰ	7科目以上	電子回路	○
微分積分学Ⅱ		CMOS論理回路設計	○
線形代数学Ⅰ		半導体デバイス工学	○
線形代数学Ⅱ		回路理論Ⅰ	○
応用数学Ⅰ		回路理論Ⅱ	○
応用数学Ⅱ		電気回路演習	○
応用数学Ⅲ		過渡現象論	○
応用数学総合		電気電子計測	○
応用数理C		電気工学基礎実験Ⅰ	○
一般力学Ⅰ	○	電気工学基礎実験Ⅱ	○
一般力学Ⅱ	○	電気電子システム工学実験Ⅰ	○
物理学実験法・同実験Ⅰ	○	電気電子システム工学実験Ⅱ	○
物理学実験法・同実験Ⅱ	○	電子機器	○
電気磁気学Ⅰ	○	信号処理工学	○

電 気 磁 気 学 II	○
電 気 磁 気 学 演 習 I	○
電 気 磁 気 学 演 習 II	○

通 信 工 学	○
電 磁 波 伝 送 工 学	○

(注) ○印で示す授業科目を必ず履修してください。

【財団法人 日本無線協会】 <http://www.nichimu.or.jp/>

【総務省 電波利用ホームページ】 <http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

電気主任技術者（電気事業法第44条）

（主務省庁 経済産業省）

第二類（電気電子・システム情報系）の入学生で在学中に次の履修条件を満たし卒業した者は、実務経験年数により電気主任技術者第1種、第2種、第3種免許が得られる。

(1) 電気電子理論

履修条件	開設講義科目名	単位
必修	回路理論 I	2
	回路理論 II	2
	電気回路演習	1
必修	電気磁気学 I	2
	電気磁気学 II	2
必修	電気電子計測	2
	過度現象論	2
	電子回路	2
	エネルギーと情報システム概論	2
	電子物性基礎	2
	固体電子工学	2
	電気磁気学演習 I	1
	電気磁気学演習 II	1

※上記より必修科目を含め 17単位以上の履修が必要となる。

(2) 電力発生輸送

履修条件	開設講義科目名	単位
必修	電力システム基礎	2
	電力システム工学	2
必修	電気法規施設管理	1
必修	エネルギー発生・変換	2
	数理計画法	2
	高電圧工学	1
	電子材料工学	2
	ナノテクノロジー	2
	原子力工学	2

※上記より必修科目を含め 8単位以上の履修が必要となる。

(3) 電気利用等

履修条件	開設講義科目名	単位
必修	パワエレ電動機制御	2
必修	システム制御 I	2
	システム制御 II	2
	計測制御演習	1
	生体電気工学	2
	信号処理工学	2
	計算機ネットワーク	2
	通信工学	2
	光半導体素子工学	2
	半導体デバイス・回路基礎	2

※上記より必修科目を含め 10単位以上の履修が必要となる。

【一般財団法人 電気技術者試験センター】 <http://www.shiken.or.jp/>

(4) 実験・実習

履修条件	開設講義科目名	単位
必修	電気工学基礎実験 I	2
必修	電気工学基礎実験 II	2
必修	電気電子システム工学実験 I	2
必修	電気電子システム工学実験 II	2

(5) 設計・製図

履修条件	開設講義科目名	単位
必修	論理システム設計	2

電気通信主任技術者（電気通信主任技術者規則，郵政省令第27号第13号）（主務省庁 総務省）

第二類（電気電子・システム情報系）の入学生で在学中に次の科目を履修した者は，試験科目のうち電気通信システムの試験が免除される。

科 目	単 位	科 目	単 位
応 用 数 学 I	2	電 子 回 路	2
応 用 数 学 II	2	半 導 体 デ バ イ ス 工 学	2
一 般 力 学 I	2	論 理 シ ス テ ム 設 計	2
一 般 力 学 II	2	エ ネ ル ギ ー と 情 報 シ ス テ ム 概 論	2
電 気 磁 気 学 I	2	電 気 電 子 計 測	2
電 気 磁 気 学 II	2	電 気 工 学 基 礎 実 験 I	2
回 路 理 論 I	4 以上	電 気 工 学 基 礎 実 験 II	2
回 路 理 論 II		電 磁 波 伝 送 工 学	2
過 渡 現 象 論		通 信 工 学	2
		計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク	2

【財団法人 日本データ通信協会】 <http://www.dekyo.or.jp/>

第1級陸上特殊無線技士，第2級および第3級海上特殊無線技士免許（無線従事者規則第31条第1項）（主務省庁 総務省）

第二類（電気電子・システム情報系）の入学者で在学中に，下表に示す授業科目を履修し条件を満たし卒業した者は，申請により上記無線従事者の免許を取得することができる。

	第1級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目	第2級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目	第3級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目
電 子 機 器	○	○	
通 信 工 学	○	○	○
電磁波伝送工学	○	○	○
電 気 電 子 計 測	○	○	
電 気 通 信 法 規	○	○	○

（注）○印で示す授業科目を必ず履修してください。

【財団法人 日本無線協会】 <http://www.nichimu.or.jp/>

【総務省 電波利用ホームページ】 <http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

危険物取扱者（消防法第13条）（主務省庁 総務省）

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）卒業者は，甲種危険物取扱者試験を受験できる。

【財団法人 消防試験研究センター】 <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条）（主務省庁 厚生労働省）

第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）卒業者は有資格者となる。ただし，生物工学プログラムの者は専門基礎科目または専門科目の必修科目以外から化学に関する科目を2単位以上修得すること。

建築士（建築士法第14・15条）（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）建築プログラムにおいて、指定科目を履修して卒業した後、建築に関して原則として2年以上実務の経験を経た者は、一級建築士試験を受験できる。

第四類（建設・環境系）建築プログラムにおいて、指定科目を履修して卒業した者は、二級建築士試験を受験できる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】<http://www.jaeic.or.jp/>

測量士（測量士法第50・51条）（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学プログラムを卒業した後、1年以上測量に関する実務に従事した者は願い出により測量士の資格を取得できる。

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学プログラムを卒業した者は願い出により測量士補の資格を取得できる。

【国土地理院】<http://www.gsi.go.jp/>

建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）（建築物に於ける衛生的環境の確保に関する法律第7条の2）

（主務省庁 厚生労働省）

工学部卒業者で卒業後1年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験を有するものは、講習を受けて取得できる。

【財団法人 ビル管理教育センター】<http://www.bmec.or.jp/>

建築設備士（建築士法第20条第4項）（主務省庁 国土交通省）

工学部卒業者で正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して2年以上の経験を有する者は、建築設備士試験を受験できる。その場合、「正規のプログラム」であることを証明するための成績証明書又は単位修得証明書が必要となる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】<http://www.jaeic.or.jp/>

インテリアプランナー（主務省庁 国土交通省）

受験資格は満20歳以上。学科試験及び設計製図試験に合格後、第四類（建設・環境系）建築プログラムを卒業後、インテリアに関する実務経験2年以上の者は、インテリアプランナーとしての登録を受けることができる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】<http://www.jaeic.or.jp/>

施工管理技士（建設業法第27条）（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学プログラムを卒業した後、3年以上の実務経験を有するものは、一級土木施工管理技士および一級建築施工管理技士になるための検定を受験できる。

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学プログラムを卒業見込みのものは、二級土木施工管理技士および二級建築施工管理技士になるための検定のうち学科試験を在学中に受験できる。

【国土交通省】http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/sekoukanri/sekoukanri_.html

【財団法人 全国建設研修センター】<http://www.jctc.jp/>

【財団法人 建設業振興基金】<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

学 生 生 活 関 係

学生生活関係について	学生 -1
広島大学学生生活に関する規則	学生 -7
広島大学学生証取扱細則	学生 -9
広島大学授業料等免除及び猶予規則	学生-10
広島大学学生表彰規則	学生-13
広島大学学生懲戒規則	学生-14
広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	学生-18
広島大学ピア・サポート・ルーム規則	学生-20
社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	学生-21
課外活動を行ったことに係る証明書発行要領	学生-22
広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	学生-23

○学生生活関係について

1. 掲 示

学生への伝達事項は主として「My もみじ」の電子掲示板に掲載します。



※<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

から広大ID・広大パスワードを入力してログインする。

掲載された事項は、すでに周知したものとして処理しますので、見落としがないよう確認してください。また、緊急を要する場合（実家からの連絡、財布等の落とし物）は、電話で伝達することもあります。住所や電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに工学研究科支援室（工学部担当）へ届け出てください。

なお、工学研究科支援室（工学部担当）関係の掲示板が管理棟1階にあります。また、類別の掲示板が各棟に、学生用掲示板が講義棟通路側にそれぞれ設置されていますので、定期的にチェックしてください。

2. チューター

各類にチューターの教員が決められているので、履修・成績・進路等、学生生活の上で困ったことがあれば相談し、有意義で充実した学生生活を送ってください。

平成30年度入学生チューター表

類	担当講座	チューター	部屋番号	電話番号
第一類 (機械・輸送・材料・エネルギー系)	エネルギー工学講座	難波 慎一	A3-623	424-7615
	機械材料工学講座	日野 隆太郎	A3-325	424-7537
	機械システム工学講座	茨木 創一	A3-225	424-7580
	機械材料工学講座	曙 紘之	A3-224	424-7538
	機械材料工学講座	崔 龍範	A3-644	424-5752
	エネルギー工学講座	神名 麻智	A3-543	424-2430
第二類 (電気電子・システム情報系)	輸送・環境システム講座	田中 義和	A2-242	424-7814
	輸送・環境システム講座	平田 法隆	A2-213	424-7807
	量子物質科学講座	坂上 弘之	先端物質科学研究科 301A	424-7683
	サイバネティクス応用講座	佐々木 豊	A1-423	424-7668
第三類 (応用化学・生物工学・化学工学系)	システム基礎講座	長沢 敬祐	A1-841	424-7703
	化学工学講座	石神 徹	A4-214	424-7853
	応用化学講座	今榮 一郎	A4-622	424-7688
第四類 (建設・環境系)	分子生命機能科学講座	青井 議輝	VBL402	424-7892
	環境工学講座	塚井 誠人	A2-534	424-7827
	構造工学講座	橋本 涼太	A2-513	424-7785
	建築計画学講座	金田一 清香	A2-614	424-7832
	建築構造学講座	陳 星辰	A2-812	424-7840
工学特別コース	エネルギー工学講座	遠藤 暁	A3-722	424-7612
	サイバネティクス応用講座	山本 透	A1-541	424-7672
	応用化学講座	尾坂 格	A4-714	424-7744
	応用化学講座	今榮 一郎	A4-622	424-7688
	建築計画学講座	西名 大作	A2-624	424-7838

3. 工学研究科支援室（工学部担当）窓口

(1) 学生証の再発行

学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。

万一、紛失した場合は、速やかに窓口で再発行の申請をしてください。なお、再発行には1週間程度を必要とし、手数料もかかります。

(2) 学籍異動の受付 …次のような場合は、速やかに窓口で手続きをしてください。

休学願	3ヶ月以上就学できない理由が生じたとき。 なお、病気による場合は、医師の診断書を添付する。 ※休学期間を延長したい場合は、再度「休学願」の提出が必要です。
復学願	休学中に休学事由が消滅したとき。 ※休学期間が終わって復学する場合は、手続きの必要はありません。
退学願	退学を希望するとき。
留学願	留学を希望するとき。 ※語学研修のための短期留学で、単位認定を希望する場合は、事前に
	必ず学生支援室へ相談してください（事後では認められません）。
改姓届	改姓したとき。
学生情報登録シート	学生情報（住所・電話番号・父母等連絡先 等）を変更したとき。

（注）休学・復学・退学において、日本学生支援機構等の奨学金を受けている場合は、広島大学学生生活支援グループ（学生プラザ3階）の奨学金担当窓口でも手続きをしてください。

(3) 各種証明書等の交付

在学証明書	証明書自動発行機で発行できます。 ※学生証・広大パスワードが必要です。
卒業見込証明書	
学業成績証明書	
通学証明書	窓口で相談の上、「通学証明書交付願」で申し込んでください。
その他	窓口へ相談してください。

【証明書自動発行機について】

下記の証明書は、証明書自動発行機を利用して取得してください。どこの発行機からでも全学生の証明書等が発行できます。

① 発行できる証明書等：学割証、在学証明書（和文、英文）、成績証明書、健康診断証明書、卒業見込証明書（和文、英文）

② 発行機設置場所・稼働時間

＜東広島キャンパス稼働時間 月～金曜日 8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日は停止）＞

総合科学部（総合科学研究科）支援室入口付近

文学部（文学研究科）支援室入口付近

教育学部（教育学研究科）支援室入口付近

法学部・経済学部（社会科学研究科）支援室窓口付近

理学部（理学研究科）支援室入口付近

工学部・情報科学部（工学研究科）支援室入口付近

生物生産学部（生物圏科学研究科）2F 支援室入口付近

<霞キャンパス—稼働時間 月～金曜日 8:30～21:30, 土曜日 8:30～17:00>

医学部基礎・社会医学棟 1F

歯学部 C 棟 2F

<東千田キャンパス—稼働時間 月～金曜日 8:30～21:30, 土曜日 9:45～18:30>

東千田総合校舎 1F ロビー

- ③ 対 象 学 生：学部生, 大学院生
- ④ 発 行 可 能 枚 数：学 割 証→1人あたり年間 20 枚まで（1日 4 枚まで）
在学証明書等→制限なし
- ⑤ 氏名表記について：日本人学生 →漢字
外国人留学生（アルファベット表記）→アルファベット
// （漢字表記） →漢字
- ⑥ そ の 他：発行された証明書の記載内容については各自でチェックしてください。

【学割証について】

学割証の発行は、修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。

原則として次の目的で旅行（JR片道 101km を越える普通乗車券に適用）する必要がある場合に限り、使用できます。（証明書自動発行機では年間 20 枚（1日 4 枚）まで発行可能。追加発行を希望する場合は、学生生活支援グループ（学生プラザ3階）の窓口で手続きをしてください。）

- ア 休暇, 所用による帰省
- イ 実験実習などの正課の教育活動
- ウ 大学が認めた特別教育活動又は体育, 文化に関する正課外の教育活動
- エ 就職又は進学のための受験など
- オ 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- カ 傷病の治療, その他修学上支障となる問題の処理
- キ 保護者の旅行への随行

学割証を使用する際には、往復乗車券又は周遊きっぷにするなどして計画的, かつ, 有効に使用してください。

注 意 事 項

不正使用した場合は、多額の追徴金を徴収されるだけでなく、大学が発行停止の処置をうけるなど大学全体に迷惑を及ぼすことになるので、決して不正に使用しないでください。

不正使用した場合は、原則として1年間、学割証の発行を停止します。（通学定期乗車券も同様）

【不正使用になる場合】

- ① 他人名義又は無効の学割証を使用して、乗車券を購入したとき
- ② 学割証を使用して購入した乗車券を他人に譲渡又は販売したとき
- ③ 学生証を所有しないで学割乗車券を使用したとき
- ④ その他学割証を不正に使用したとき

4. 拾得物・遺失物

工学部構内の拾得物等については、次のとおり取り扱います。

(1) 拾得物

- ・拾得者は、速やかに工学部学生支援室へ届け出る。
- ・拾得物のうち貴重品（現金等）については、5日間経過しても引取人（遺失者）が現れない場合は、所轄の警察署に引き渡す。
- ・貴重品以外の物については、6ヶ月間拾得物展示棚（工学研究科支援室（工学部担当）内）へ展示した後、掲示による告知の上処分する。

(2) 遺失物

- ・遺失者は、工学研究科支援室（工学部担当）へ届け出るとともに、最寄りの警察署でも手続きを行う。
- ・拾得物展示棚を見て、自分の遺失物があったときは、窓口に申し出る。

(3) その他

- ・工学部外で拾得した場合は、すみやかに最寄りの学生支援室等に届け出る。
- ・所持品に関しては名前を入れ、盗難にあわないよう各人で管理を徹底してください。

5. 就 職

就職については、各級の就職担当教員等と連絡をとり、指導を受けてください。

この他、グローバルキャリアデザインセンターが全学的な立場から就職支援を行っています。

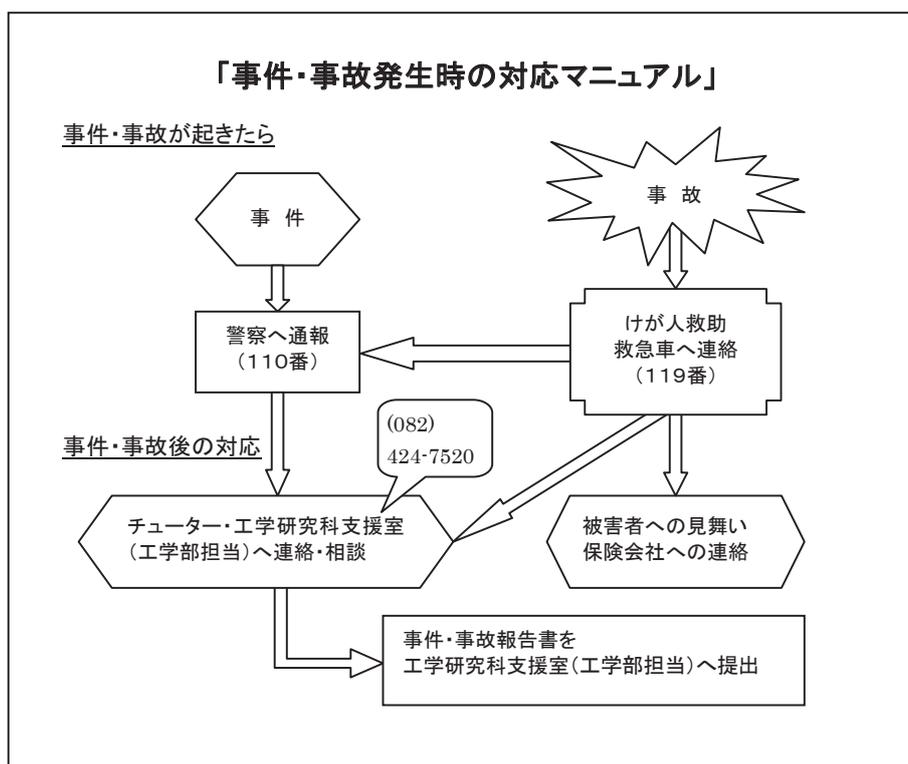
★ 広島大学の学生を対象とした最新の求人が、「My もみじ」→「進路・就職」に掲載されます。

（求人検索，就職先検索，会社説明会情報検索，公務員採用試験情報検索，教員採用試験情報検索，就職カレンダー，就職活動コメント検索，卒業生検索等）

★ グローバルキャリアデザインセンターHP (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc>) にも、就職活動に関する情報があります。

6. 事件・事故等の報告

事件・事故等が発生した場合は、以下のマニュアルを参考にし、事後、報告書を提出してください。



7. 講義室等の利用

(1) 課外活動等で使用可能な工学部講義室及び使用手続

115, 116, 117 の各講義室

予約状況を確認した上で、所定の用紙を利用日の3日前までに工学研究科支援室(工学部担当)へ提出してください。

(2) 使用時間

平日……………18:00~20:00

土曜日・日曜日・祝日・休業期間… 8:30~20:00

(3) 使用上の注意事項

- ① 音楽演奏のための教室使用は許可しない。
- ② 火気等には充分注意すること。
- ③ 設備及び備品等は、破損、紛失のないよう取り扱うこと。
- ④ 後始末、清掃等は、必ず責任をもって行うこと。

8. 学業生活状況の通知

就学期間中、特に成績不良や欠席の多い場合等は、その旨を家族に通知するので、あらかじめ承知しておいてください。

告 示

本学部では、これまで、事件・事故を起こした学生について原因を検討した結果、その背景として概ね学業生活上において何らかの問題があることが指摘されました。

ついでには、今後これら事件・事故を未然に防止し、健全な学生生活を送られるよう配慮するため、諸君の学業生活上において、特に問題のあった場合は、家族と連携をとることとしました。

具体的には、前期・後期終了後、出席状況が非常に悪い、単位取得数が大変少ない等のほか学業生活上、特に問題のあったと思われる学生については、その旨を文書により、家族へ報告しますので、あらかじめ承知おきください。

広島大学工学部長

9. 駐車場・駐輪場

自動車・自動二輪車及び原動機付自転車を利用して通学する場合は、「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則」をよく読み、決められた場所に、他人の迷惑とならないよう整然と駐車(輪)してください。

駐車禁止区域に駐車(輪)している場合は、車を固定するほか、違反者に対して自動車での入構を禁止することもあります。

なお、以下の点に十分注意してください。

(1) 自動車を利用する場合

- ・「もみじ」で申請を行い、工学研究科支援室(工学部担当)へ利用者負担金振込用紙を取りに来てください。
- ・セメスター初めに行われる交通安全講習会を必ず受講してください。(更新の場合も毎年受講してください。)
- ・学部1・2年次生の自動車による入構は原則として認められません。

ただし、身体的な理由・遠隔地からの通学等により、自動車による通学を必要とする場合は、工学研究科支援室（工学部担当）の窓口に相談してください。

- (2) 自動二輪車及び原動機付自転車を利用する場合
- ・4月に行われるバイク安全講習会を受講してください。

10. 保 険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

国内外において、学生が授業中・学校行事中・課外活動中・通学中や大学構内にいる間にケガをした場合に補償が受けられる保険です。

本学では、大学が保険料を負担し、全員の加入手続を行いますので、個々に加入する必要はありません。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

国内外において、学生が授業中・学校行事中・インターンシップ・ボランティア等の活動およびその活動を行うための往復途中等で、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことで発生した法律上の損害賠償を補償する保険です。

加入は任意ですが、類によっては実験・実習等で加入が必要になります。詳しくは、担当教員等の指示に従ってください。

11. その他

保険、授業料免除、各種奨学金、アルバイト紹介、保健及び相談施設の利用、福利厚生施設・課外活動施設の利用については「**学生生活の手引**」を参照し、必要に応じて所定の手続きをとってください。

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的

- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

(略)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があつたとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第16条の2第3項及び第48条第4項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第49条第5項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第21条第1項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第22条第4項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認められる者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第2号)に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
- (2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。
(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。
(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。
(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授

業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・東千田担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

- 入学式の日
- 学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第 7 条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第 8 条 学長は、第 6 条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあっては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断した

とき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。
- 3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。
- 5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

- 2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

- 3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

- 2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為、のぞき見、盗撮行為等)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等)、性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)

	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の研究不正行為	研究活動におけるねつ造, 改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
メン ト ハ ラ ス	セクシュアル・ハラスメント行為, アカデミック・ハラスメント行為, パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学, 停学又は訓告
非 違 行 為 等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学, 停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為, 威嚇, 拘禁又は拘束	退学, 停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学, 停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊, 汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し, 死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し, 急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業, 実習, 研修等で知り得た個人情報の漏えい, 紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学, 停学又は訓告
その他, 本学の信用を著しく失墜させる行為	退学, 停学又は訓告	

様式
(略)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識に立ち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第 5 条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第63号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○広島大学ピアサポートルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピアサポートルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピアサポートルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピアサポートルーム(以下「ピアサポートルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピアサポートルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピアサポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピアサポーター」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピアアドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピアサポーターに助言をする者(以下「ピアアドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピアサポーター及びピアアドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピアサポーター及びピアアドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は、本学の専任教員である者にあつては 2 年、学外の者にあつては 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピアサポートルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピアサポートルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピアサポートルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピアサポートルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピアサポートルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピアサポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動
- (4) その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4 所属長は、第3により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第1号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

(略)

○課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(平成 28 年 3 月 2 日学長決裁)

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条第 2 項(広島大学
1 大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条第 2 項及び広島大学特別支援教育
特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、課外活動を行った広島大学(以下「本学」という。)の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、体育活動、芸術・文化活動、ボランティア活動等の課外活動を行った
2 者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

(証明書の発行の願い出)

第 本学の学部、大学院又は専攻科に在籍する学生であって、本学の学生団体に所属
3 し、課外活動を行ったものは、証明書発行願(課外活動)(別記様式第 1 号。以下「発行願」という。)により学長に証明書の発行を願い出ることができる。

2 前項に規定する学生団体は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定に基づく学生団体の届出がなされ、かつ、証明書の発行を願い出た学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出た日において、本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

(証明書の発行)

第 学長は、第 3 第 1 項の願い出があった場合は、その内容を検討の上、規則第 5 条第
4 1 項から第 3 項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は、証明書(別記様式第 2 号)を発行するものとする。

(取消し)

第 学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかな場
5 合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
6

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。
7

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式

(略)

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、グローバル化推進室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又は利用登録証のいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するものの。

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第 5 条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間
 - イ 毎年理事が定める日から4月15日まで
 - ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで
 - ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)
- (2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
 - (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間
 - (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月
 - (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月
- 4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
 - (1) 部局等以外に配属又は所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

- 第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。
 - 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

- 4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。
 - (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
 - (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
 - (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
 - (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
 - (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。ただし、第 3 条第 3 項に規定する自動車にあつては許可された期間、臨時構内駐車証にあつては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。

(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。

ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

そ の 他

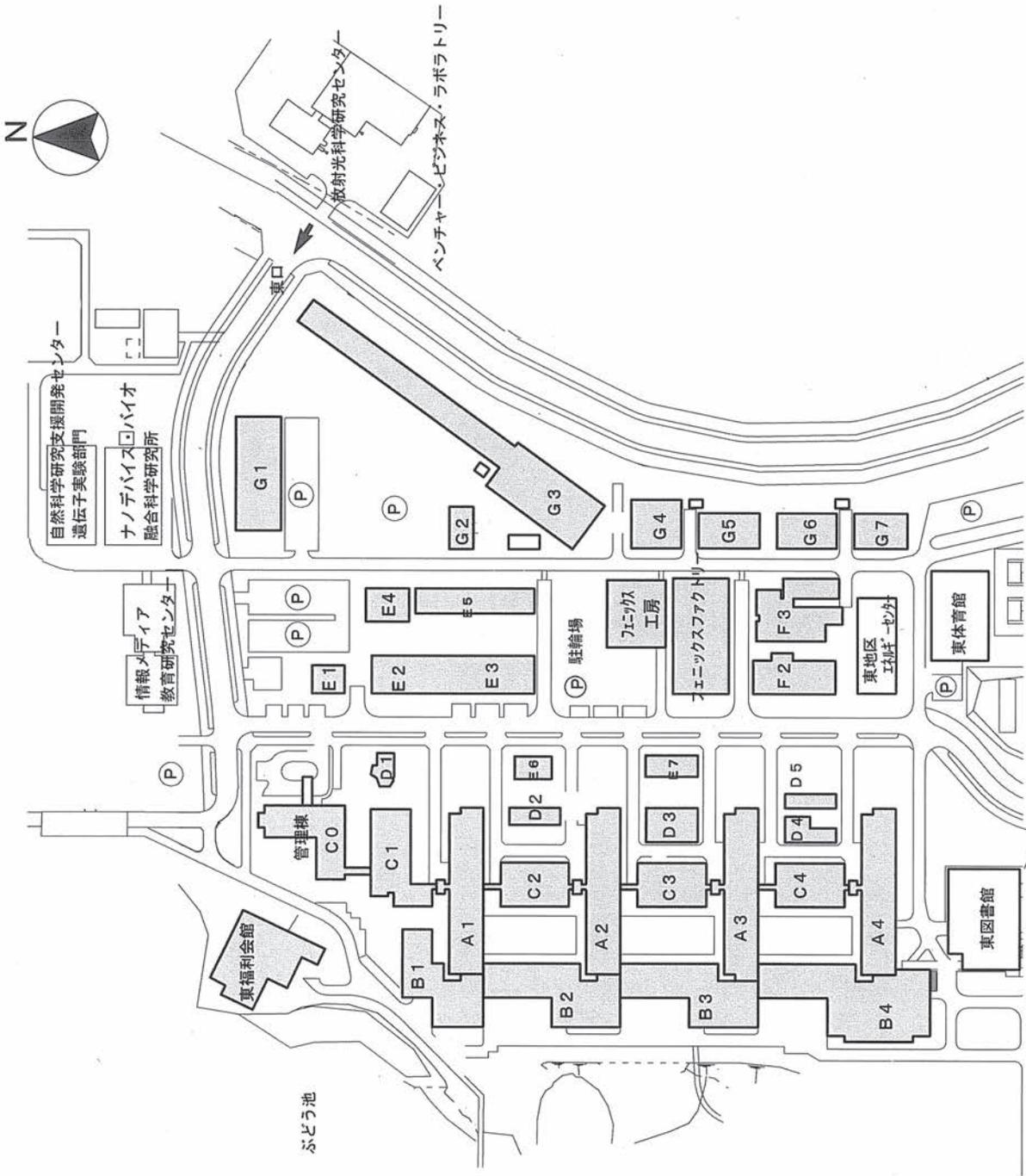
工学部構内配置図	その他 -1
工学部講義室配置図	その他 -2
広島大学歌	その他 -3

広島大学工学部構内配置図

〒739-8527 広島市鏡山一丁目4番1号

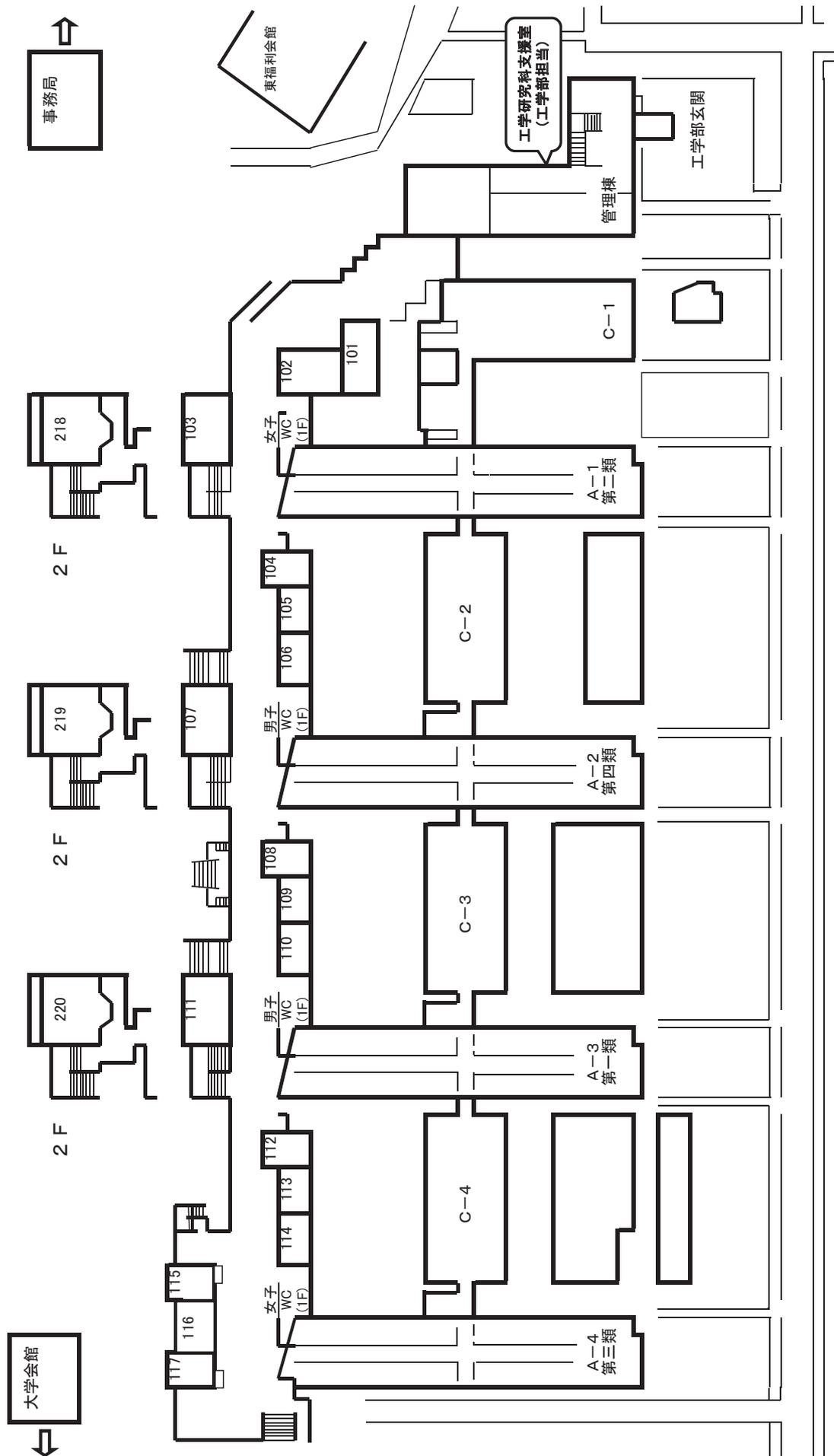
TEL (082) 422-7111 (代)

棟番号	建物名称
A-1	高層実験研究棟
A-2	"
A-3	"
A-4	"
B-1	講義棟
B-2	"
B-3	"
B-4	"
C-0	管理棟
C-1	低層実験研究棟
C-2	"
C-3	"
C-4	"
D-1	音響実験棟
D-2	非破壊試験棟
D-3	機械力学・工作機械学実験棟
D-4	機械要素実験棟
D-5	危険薬品庫
E-1	共用棟
E-2	土木構造・構造材料実験棟
E-3	建築構造実験棟
E-4	建築環境学実験棟
E-5	水理実験棟
E-6	共用棟
E-7	"
F-2	フェニックス工房棟
F-3	工学部放線総合実験棟
G-1	大型構造物実験棟
G-2	船舶海洋風洞実験棟
G-3	船型試験水槽棟
G-4	機械専攻共用棟
G-5	熱工学・流体工学実験棟
G-6	反応気体力学・燃焼工学実験棟
G-7	機械専攻共用棟
P	フェニックスファクトリー自動車駐車場



その他

工学部講義室配置図



広島大学歌

広島大学選定歌詞
広島大学教育学部音楽科 作曲

1 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああわれら

はてなき空に かたちなす

真をぞ きはめん望みなり

2 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとほに 伝へたり

ああわれら

移らふ時に かはらざる

善きをこそ 努めん集ひなり

3 緑あり

つよき不死の樹 広がりて

葉末は風に そよぎたり

ああわれら

明るき道に 影しるす

美しきもの 求めん願ひなり

